

森林認証グループマニユアル

計画期間 自 令和 5年4月 1日

至 令和10年3月31日

認証機関 : Soil Association Certification Limited

認証登録番号 : SA-FM/COC-001841

認証発行日 : 2008. 3. 12

認証更新日 : 2023. 3. 12

有効期限 : 2028. 3. 11

F-net 大井川

版 数	発行日	改訂履歴
第1版	令和5年7月1日	初版発行
第2版	令和6年3月4日	モニタリング実施要領の改訂

目次

I グループ管理	1
F-net 大井川森林認証グループ規約	2
F-net 大井川 県・市町負担金納入規程	7
F-net 大井川 グループ名簿	9
F-net 大井川 組織図	10
II グループ内基準	11
新規入会者確認事項	12
F-net 大井川 入会の要件	13
F-net 大井川 入会(追加)申請書	14
F-net 大井川 入会(追加)承認書	15
F-net 大井川 脱退届出書	16
F-net 大井川 脱退承認書	17
F-net 大井川からの除名について(通知)	18
文書受払い簿	21
III 森林管理計画書	22
1 概要	23
2 森林管理方針	26
3 認証森林の概況とその取扱い	28
4 林業経営	32
5 モニタリング調査	34
6 労働力と安全管理	34
7 社会責務	39
8 基盤整備	41
9 林内安全確保、不法投棄等への対応	42
10 認証製品の販売に関する管理	42
11 情報公開	43
12 事業者との連携	43
13 FSC 森林認証制度の普及啓発	43

IV 森林作業共通仕様書	44
V モニタリング実施要領	53
VI ガイドライン	57
風害リスク低減ガイドライン	58
皆伐と更新等に関するガイドライン	61
日本における高い保護価値(HCV)の枠組みに関するガイドライン	66
検証可能な達成目標に対するガイドライン	70
VII 各種様式	73
希少動植物(貴重種)発見報告書	74
薬剤使用の際の環境・社会リスクアセスメント	75
化学薬品使用報告書	76
化学肥料使用報告書	77
苦情(意見)処理票	78
施業管理記録簿	79
作業日誌	80
サイトモニタリング記録(兼改善処置指示書)	87
改善処置記録	88
定点観測実施記録	89
モニタリング用チェックリスト	90
VIII 資料	
参考資料 1	FM 認証グループ管理図面
参考資料 2	保護区・保全地帯台帳
参考資料 3	バッファゾーン対象河川・溪流一覧
参考資料 4	徳山城址並びに支城(護応土城址)管理計画書
参考資料 5	動植物の生息状況

I グループ管理

F-net 大井川

F - net 大井川森林認証グループ規約

(目的)

第1条

このグループは、FSC 森林認証を取得又は、将来的に取得をしようとする森林について、森林と森林の所有者・管理者が、社会的・環境的・経済的な権利と需要を満たすことを理念とし、グループの構成員が相互の協力によって、認証基準に沿った木材生産を行い、豊かな生活空間を実現することを目的とする。

(名称)

第2条

このグループは、「F - net 大井川」(以下「本会」という。)と称する。

(所在)

第3条

本会の事務所は、静岡県島田市身成 162 番地(森林組合おおいがわ)に設置する。

(構成員)

第4条

- 1 本会は、島田市、藤枝市、川根本町及び島田市、藤枝市、川根本町内に森林を所有又は、所有者に委託を受け森林施業を実施する事業者で、FSC 管理規準、森林管理計画及び当該規約を遵守することを文書により表明した法人又は個人をもって構成する。なお、個人においては一体的な経営をしている複数の林家にあっては代表者とする。また、共有林及び分収林にあっては、主たる森林管理者の加入をもって充てることとするが、従たる森林管理者が構成員とならない場合は「森林認証管理委託書」を管理責任者に提出しなければならない。
- 2 本会に加入できる構成員数は 123 を上限とする。また、本会で管理する森林面積は、島田市、藤枝市、川根本町に位置する民有林面積の合計である 48,943ha を上限とする。

(管理責任者)

第5条

本会に管理責任者をおく。管理責任者は森林組合おおいがわ代表理事組合長とする。

(役員)

第6条

本会に次の役員をおき、総会の承認を経て管理責任者が任命する。任期は2年とし、再任を妨げない。

運営委員長及び副運営委員長 各1名

運営委員 島田市、藤枝市、川根本町 ほか構成員の中から若干名
監事 2名

(管理責任者の業務)

第7条

管理責任者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 本会を代表し会務を総理すること
- (2) 認証および森林管理計画の維持に関すること
- (3) 構成員の入会及び脱退、除名に関すること
- (4) 認証規準を遵守するための規定、グループ内規準等の作成に関すること
- (5) グループ業務の統括し、規準の遵守を指導、指示すること
- (6) 規準不適合事項の改善対策に関すること
- (7) グループ業務の集計、公表、広報に関すること
- (8) マーケティングに関すること
- (9) その他目的達成のために必要な事項に関すること

(運営委員長及び副運営委員長の業務)

第8条

運営委員長は、運営委員会を総理し会議の議長となる。また、副運営委員長は運営委員長を補佐し、運営委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営委員の業務)

第9条

運営委員の業務は、第13条及び第15条第3項について検討、立案するものとする。

(監事の業務)

第10条

監事の業務は、本会の事業内容、経理の監査を行うものとする。

(構成員の業務)

第11条

構成員の業務は次のとおりとする。

- (1) 規準を遵守したサイト内の森林管理に関すること
- (2) 収穫物の販売
- (3) 管理者からの伝達文書の收受
- (4) 管理者への業務内容及び認証森林の異動等の報告

(会議)

第12条

- 1 本会の会議は、総会及び運営委員会とし、管理責任者が召集する。

- 2 会議は、半数以上の出席がなければ成立しない。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、同数の場合は管理責任者が決する。

(議決事項)

第13条

総会において議決されなければならない事項は次のとおりとする。

- (1) 会費に関する事
- (2) 事業計画及び実績に関する事
- (3) 予算及び決算に関する事
- (4) 規約の改廃に関する事
- (5) グループ内規準等のうち特に重要なものの制定、改廃に関する事
- (6) 森林管理計画の改廃に関する事
- (7) 重要な規準不適合事項の対策の承認に関する事

(贈収賄の禁止)

第14条

F-net 大井川の会員は、いかなる者との間でも贈賄行為及び収賄行為を一切行わない。

(入会、脱退及び除名)

第15条

- 1 本会に入会しようとする者は、管理責任者に入会申請書(様式第1号)及び関係書類を提出する。管理責任者は、入会要件に適合していることを確認し、入会を承認し、入会承認書(様式第2号)を通知する。入会しようとする者が管理するすべての森林のうち一部を除いて入会する場合は、その旨を説明する書類を提出しなければならない。入会要件について適合しているか否かの確認は、「グループ認証基準2.4に基づく新規入会者確認事項」により行う。
- 2 本会を脱退しようとする者は、脱退届出書(様式第3号)を提出し、管理責任者がこれを承認し、脱退承認書(様式第4号)を通知する。
- 3 管理責任者は次のいずれかに該当する場合、構成員を除名することができる。除名する場合には、その理由を付し通知する。(様式第5号)
 - (1) 不適合事項に対する改善処置を行わない場合
 - (2) ロゴマークの不正使用、表示違反等があった場合
 - (3) 負担金を支払わなかった場合
 - (4) 贈収賄に係わった事が明らかになった場合
- 4 脱退承認及び除名通告を受けた構成員は、直ちにFSCの名称、その他認証に付随するロゴマーク等の使用を中止し、認証証明書類を管理責任者へ返却すること。

(文書管理)

第16条

管理責任者の行う文書管理は次のとおりとする。

- (1) 管理文書一覧の原本を管理し、常に最新のものを維持すること
- (2) 文書類の更新があった場合は、速やかに構成員に配布する。
- (3) 構成員への文書の配布は、文書受払い簿（様式第6号）に記録する。

(会計)

第17条

- 1 本会の経費は、構成員の入会金及び会費、県・市町監査更新経費負担金、補助金、寄付金等をもって充てる。
- 2 本会に入会する場合の入会金は、10,000円とする。脱退する場合及び除名処分された場合には、返金しないこととする。ただし、公共的団体の場合は免除することができる。
- 3 本会の年会費は、事業年度開始日の認証林管理面積及び前年度の認証林木材販売金額に応じて別表1のとおりとする。なお、年度途中で脱退又は除名処分された場合には、返金しないこととする。
- 4 県・市町監査更新経費負担金は、別に定めるF-net大井川 県・市町負担金納入規程による。

(事業年度)

第18条

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第19条

本会に事務局を設け、森林組合おおいがわにおく。

(その他)

第20条

この規約に定めるもののほか必要な事項は管理責任者が別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成19年9月11日から施行する。
- 2 平成19年度の事業年度は平成19年9月11日に始まり平成20年3月31日に終わるものとする。

附則

この規約は、平成20年9月17日から施行する。

附則

この規約は、平成23年6月17日から施行する。

附則

この規約は、平成24年9月12日から施行する。

附則

この規約は、平成 25 年 7 月 12 日から施行する。

附則

この規約は、平成 26 年 5 月 28 日から施行する。

附則

この規約は、平成 27 年 6 月 4 日から施行する。

附則

この規約は、平成 28 年 6 月 7 日から施行する。

附則

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規約は、平成 29 年 4 月 18 日から施行する。

附則

この規約は、令和 3 年 7 月 24 日から施行する。

附則

この規約は、令和 4 年 7 月 11 日から施行する。

附則

この規約は、令和 5 年 4 月 25 日から施行する。

別表 1

項目		年会費	
私有林	認証林 管理面積	50 ha未満	1,000 円
		50 ha以上～200 ha未満	2,000 円
		200 ha以上	3,000 円
	認証木材を販売した場合		10 円/m ³
	木材以外を販売した場		売上金の 1 %
公有林等	市、町所有の FSC 認証林		市町負担金による
	県所有の FSC 認証林		予算によるものとする (ただし、認証木材販売した場合を含めて私有林の額を基準とする)

F-net 大井川 県・市町負担金納入規程

(目的)

第1条

この規程は、F-net 大井川森林認証グループ規約第17条の4に定める県・市町負担金の納入について必要な事項を定める。

(県市町負担金)

第2条

各負担者は、F-net 大井川のFSC認証に係る監査・更新経費及びPR等経費について負担するものとして、表1に基づいて算出した金額を負担するものとする。また、監査・更新経費の算出の際、前年度に同経費の繰越金があった場合は、それを除いた金額を基に行う。

表1 県・市町負担金算出の考え方

① 均等割分	② 認証森林面積割分	③ 民有林面積割分	④PR等経費
1/6	1/6	4/6	一律 20,000 円

① 均等割

監査・更新経費 × (1/6) × (1/負担者数)

② 認証森林面積割

(県) 監査・更新経費 × (1/6) × $\frac{\text{F-net 大井川の FSC 森林認証面積のうち、県営林面積(ha)}}{\text{F-net 大井川の FSC 森林全認証面積(ha)}}$

(市町) 監査・更新経費 × (1/6) × $\frac{\text{F-net 大井川の FSC 森林認証面積のうち、各市町に属し県営林を除く面積(ha)}}{\text{F-net 大井川の FSC 森林全認証面積(ha)}}$

③ 民有林面積割

(県) 監査・更新経費 × (4/6) × $\frac{\text{県有林面積(ha)}}{\text{該各市町の民有林面積の合計(ha)}}$

(市町) 監査・更新経費 × (4/6) × $\frac{\text{各市町に属し県有林を除く民有林面積(ha)}}{\text{該各市町の民有林面積の合計(ha)}}$

④ PR等経費

一律 20,000 円とする。

各負担者の負担金は、①+②+③+④とする。

(県・市町負担金の算出)

第3条

県・市町負担金の算出は、支払いの前年度の9月末までに、支払いの前年度の総会時の認証面積（総会開催年3月31日時点）と審査機関からの次回監査及び更新審査の見積額で算出する。

(県・市町負担金の請求)

第4条

県・市町負担金の請求は、当該年度の年次監査及び更新審査の終了後、審査機関からの請求を基に、F-net大井川管理責任者から各負担者に対して、支払い年度の9月末までに行う。見積額との差額の取扱いはF-net大井川と負担者が協議の上決定するものとする。

(県・市町負担金納入の期日)

第5条

負担者は、負担金の請求があった日から、その年度の12月末までに負担金を納入するものとする。

(納入方法)

第6条

県・市町負担金の納入は、請求書に記載のあるF-net大井川の指定金融機関に期日までに納入するものとする。

(雑 則)

第7条

県・市町負担金の納入について、この規程に定めない事項は、F-net大井川森林認証グループ運営委員会において決するものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月18日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から適用する。

F-net 大井川 グループ名簿

令和6年4月1日現在

No.	サイト名	管理者 (オブザーバは担当部署)	管理面積 (ha)	サイト 登録日
1	文沢蒼林舎	杉山 嘉英	422.53	H25.7.2
2	金子	金子 護	117.85	H19.9.13
3	小西	小西 宣幸	5.96	H19.9.13
4	的場	的場 正明	86.57	H19.9.13
5	山下	山下 喜隆	275.75	H19.9.13
6	横畑	横畑 明夫	111.03	H19.9.13
7	町有林	川根本町	571.33	H19.9.13
8	はばたきの森	川根本町	1.50	H19.9.13
9	県営林・島田	静岡県	358.79	H30.3.16
10	本城下泉	森林組合おおいがわ	41.81	H29.6.20
11	水川		31.39	R1.6.6
12	千頭・崎平		14.75	H31.4.1
13	奥泉		42.34	H28.9.5
14	上長尾		25.73	H30.2.26
15	下長尾・久野脇		19.91	H31.3.22
16	東藤川北		89.66	H26.6.21
17	東藤川南		231.41	H29.4.11
18	小猿郷		5.11	R5.4.5
19	文沢・壺町河内・下泉・地名		10.15	R5.8.23
20	川根第6団地		55.01	H29.2.1
21	川根第5団地		32.31	R2.1.15
22	川根第4団地		8.94	R1.6.5
23	川根第3団地		73.02	H29.11.10
24	川根第2団地		6.26	H30.2.28
25	川根第1団地		40.95	H30.6.5
26	島田第3団地		73.28	H30.1.16
27	島田第2団地		11.10	H30.4.18
28	島田第1団地		52.47	H31.4.6
29	金谷第1団地		26.31	R2.6.12
30	瀬戸ノ谷第2団地		234.72	H29.11.17
31	瀬戸ノ谷第1団地		29.40	H26.3.10
32	森下	森下 廣隆	27.00	H31.3.15
33	ヤナザイ	有限会社ヤナザイ	68.22	R4.3.1
オブ ザ ー バ	藤枝市	藤枝市農林基盤整備課		
	島田市	島田市農林整備課		
	川根本町	川根本町産業振興課		
計			3,202.56	

事務局： 森林組合おおいがわ 森林経営課

所在地 島田市身成162 電話 0547-30-21111 FAX 0547-30-2112

F-net 大井川 組織図

令和6年4月1日現在



※ [] は構成員外。参考として記載し、各サイトで管理。

森林組合サイト：

川根本町 本城下泉、水川、千頭・崎平、奥泉、上長尾、下長尾・久野脇、東藤川北、東藤川南、
小猿郷、文沢・壺町河内・下泉・地名

島田市 川根第6団地、川根第5団地、川根第4団地、川根第3団地、川根第2団地、川根第1団地
島田第3団地、島田第2団地、島田第1団地、金谷第1団地

藤枝市 瀬戸ノ谷第2団地、瀬戸ノ谷第1団地

II グループ内基準

F-net 大井川

F-net 大井川確認欄	
管理責任者	事務局

新規入会者確認事項

Ver. 2.0

確認年月日 年 月 日

確認者職氏名 事務局

加入サイト名

サイト管理者名

確認項目		チェック	備考
総合	F S C 森林認証の原則等の認知		
総合	F - n e t 大井川グループ規約、計画書の認知		
加入資料	加入森林の所有者の合意		
加入資料	雇用の状況及び雇用条件		
加入資料	サイト管理者及び雇用者の資格状況		
加入資料	加入森林面積の確定		
加入資料	加入森林の境界確認状況の認識		
加入資料	加入森林の資源表等（森林簿等）		
意思確認	環境配慮についての認識		
意思確認	労働及び安全管理についての認識		
意思確認	経営についての認識		
個別事項	施業における注意事項の遵守		
個別事項	安全装備の確認及び改善意志		
個別事項	使用農薬及び化学肥料の確認及び改善意志		
現地確認	FSC 要求事項への重大な不適合がないことの確認		写真添付
その他	その他特記事項		

F - net 大井川 入会の要件

Ver. 2.1 (令和 3 年度以降版)

申請者名	
申請日	

- 藤枝市・島田市・川根本町内に森林を所有し、又は管理していること。
- 入会に必要な文書、記録類があること。
- FSC の原則と規準及び F - net 大井川グループ規定その他の規準類を遵守し、定められた責務を果たすことができること。
- 参加する管理区画が他の FSC 認証に含まれていないこと。
- F-net 大井川、認証機関、FSC 及び ASI がそれぞれの責任を果たすことに同意していること。
- F-net 大井川が認証の主な窓口となることに同意していること。

F-net 大井川確認欄	
管理責任者	事務局

年 月 日

F - net 大井川管理責任者 様

住所

氏名

印

F - net 大井川 入会 (追加) 申請書

F - net 大井川に入会 (追加) したいので、必要書類を添えて申請します。

添付書類

1. 誓約書
2. サイト管理者と森林所有者が異なる場合) 合意書
3. 森林管理計画及び図面

年 月 日

様

F - net 大井川管理責任者

F - net 大井川 入会（追加）承認書

年 月 日付けの入会（追加）申請について審査した結果、規約第 15 条により本
会への入会を承認します。

年 月 日

F - net 大井川管理責任者 様

住所

氏名

印

F - net 大井川 脱退届出書

F - net 大井川から脱退したいので届け出ます。

年 月 日

様

F - net 大井川管理責任者

F - net 大井川 脱退承認書

年 月 日付けの脱退届出について、規約第 15 条第 2 項により本会からの脱退を承認します。

なお、FSC の名称、その他認証に付随するロゴマーク等の使用を中止し、認証証明書類を管理責任者に速やかに返却ください。

年 月 日

様

F - net 大井川管理責任者

F - net 大井川からの除名について（通知）

F - net 大井川規約第 15 条第 3 項により本会から除名します。除名理由については以下のとおりです。

なお、FSC の名称、その他認証に付随するロゴマーク等の使用を中止し、認証証明書類を管理責任者に速やかに返却ください。

理由：

誓約書

F－n e t 大井川管理責任者 様

F－n e t 大井川で活動するにあたり、下記の事項について誓約します。

記

1. F S C (Forest Stewardship Council®：森林管理協議会) の原則と基準及びF－n e t 大井川森林認証グループ規約を含む森林管理にかかるその他の基準類を遵守すること
2. 当該森林が他の FSC 認証には含まれていないこと。
3. F－n e t 大井川、認証機関、FSC 及び認定機関 (Assurance Service International) がそれぞれの責任を果たすことに同意すること。
4. F－n e t 大井川が認証の主な連絡窓口となることに同意すること。

以上

年 月 日

住 所

氏 名

同意書

私、_____ (以下、甲という) は、自己の所有する森林について
(サイト管理者) _____ (以下、乙という) が行う森林認証取得と森林管理について、
下記のことに同意します。なお、当該森林は、他の FSC (Forest Stewardship Council®: 森林
管理協議会) 認証には含まれていません。

記

1. 乙が FSC 認証取得者である F-net 大井川の会員として、甲の所有する森林の FSC 森林認証取得と FSC の原則と基準及び F-net 大井川グループ規定等による森林管理を行うこと。
2. F-net 大井川、認証機関、FSC 及び認定機関 (Assurance Service International) がそれぞれの責任を果たすこと。
3. F-net 大井川が認証の主な連絡窓口となること。

以上

年 月 日

住所

氏名 _____ 印

(共有者がいる場合は欄を追加することができる)

文書受払い簿

(年度)

No.

収発年月日 番号	受付文書の発信日 記号番号	相手先	件名	処理期限	主務課 担当者	処理事項 (発送年月日・郵便種別)
・ 第 号	・ 第 号					・ ・ 速書簡他 ()
・ 第 号	・ 第 号					・ ・ 速書簡他 ()
・ 第 号	・ 第 号					・ ・ 速書簡他 ()
・ 第 号	・ 第 号					・ ・ 速書簡他 ()
・ 第 号	・ 第 号					・ ・ 速書簡他 ()
・ 第 号	・ 第 号					・ ・ 速書簡他 ()
・ 第 号	・ 第 号					・ ・ 速書簡他 ()
・ 第 号	・ 第 号					・ ・ 速書簡他 ()
・ 第 号	・ 第 号					・ ・ 速書簡他 ()
・ 第 号	・ 第 号					・ ・ 速書簡他 ()
・ 第 号	・ 第 号					・ ・ 速書簡他 ()
・ 第 号	・ 第 号					・ ・ 速書簡他 ()
・ 第 号	・ 第 号					・ ・ 速書簡他 ()
・ 第 号	・ 第 号					・ ・ 速書簡他 ()
・ 第 号	・ 第 号					・ ・ 速書簡他 ()

(1) 受付文書の発信日・記号番号について 他者の発信文書を受付した場合に記入する。

(2) 処理事項について 速…速達、書…書留、簡…簡易書留、その他の場合は他を○で囲み括弧内に記入する。追跡番号などあれば記入する。

Ⅲ 森林管理計画書

F-net 大井川

F-net 大井川 森林管理計画書

1 概要

1.1 名称及び連絡先

住所 〒427-0233 静岡県島田市身成 162 番地 (森林組合おおいがわ 内)

名称 F-net 大井川

管理責任者 森林組合おおいがわ 代表理事組合長

事務局 森林組合おおいがわ 業務部森林経営課

電話 0547-30-2111

FAX 0547-30-2112

Eメール shinrin-ooigawa@snow.ocn.ne.jp

Web サイト <https://ooigawa-jforest.jp>

1.2 地域の概要

1.2.1 川根本町

1.2.1.1 位置

本町は静岡県の中央部にあり、最北端は長野県との県境、北部から東部は静岡市、北部から西部は浜松市と接し、南部は島田市と接しており、1級河川大井川の上流部から中流域に位置している。東西約 23 km、南北約 40 km、面積約 49,688ha である。

1.2.1.2 概要

年間の平均気温は 13.8℃、温暖であるが、気温年較差及び日較差が大きい。

年間降水量は 3,000 mm 程度で、年間の日照時間は 1,600 時間程度である。

町北部が南アルプス国立公園の最南端に位置し、町域内の標高差は 2,400m に及ぶ。海拔 200m から 2,591m までと高低差が大きい。

南アルプス国立公園の最南端に位置することから、地形は変化と起伏に富んでおり、町域内の標高差は 2,400m に及ぶ。「鷓山（うやま）の七曲り」をはじめとする山岳地帯の河川にみられる「嵌入蛇行（かんにゅうだこう）」の典型例が見られ、学術的にも貴重な地形となっている。また、最高地点の光岳の南西側は、本州唯一の原生自然環境保全地域に指定され、太平洋岸におけるブナ帯からハイマツ帯に至る典型的な植生の垂直分布が見られる。⁽¹⁾

1.2.1.3 林業

本町の森林面積は 46,479ha で総面積の 94% を占めている。民有林面積は 19,758ha で、そのうち杉、桧を主体とした人工林面積は 14,123ha であり人工林

率 71%である。蓄積が 559 万 m^3 の人工林の約 96%が 41 年生以上と、資源として成熟してきており、積極的な利用が望まれ、計画的な伐採と適正な森林管理を実施していくことが重要視されている。

本町の林家の多くは、基幹産業である茶業を主体とし兼業的に林業を実施している。継続的な木材価格の低迷、急傾斜地等の作業条件の厳しい森林が多いこと、路網整備、機械化の遅れ等により経営意欲の減退や担い手不足等が深刻な問題となっている。

今後は、林業の低コスト化の推進、担い手育成等を図り、適切な森林管理と持続可能な森林経営の確立を目指す。⁽²⁾

1.2.2 島田市

1.2.2.1 位置

本市は静岡県の中中部地域に位置し、東は静岡市、焼津市及び藤枝市、西は浜松市、掛川市及び森町、南は吉田町、牧之原市及び菊川市、北は川根本町に接しており、北西から南東にかけて大井川が流れている。

市域は東西約 23 km、南北約 31 kmで、市の総面積は 31,570ha となっており、南アルプスへ向かって南北に長く、地形は山地、平野、台地に分けられる。

1.2.2.2 概要

年間の平均気温は 16.5℃。年間降水量は 2,500 mm程度である。⁽³⁾

北部は標高 140mから 1,000mまでの起伏に富んだ急傾斜地の多い地域であり、南西部の牧之原台地には茶畑が広がり富士山静岡空港が位置している。南東部の平野は大井川により形成された扇状地に市街地が広がっている。

本市は、北西から南東にゆったりと流れる大井川の優れた水質と豊富な水量により古くからさまざまな産業が栄えてきた。木材産業も江戸時代から昭和 40 年頃まで大井川の上流部から切り出された木材が集まる集積場として大変栄え、

「木都島田」と称された。現在においても多くの林業経営体や製材所が存在しており、島田木材協同組合等を中心とした林業の普及啓発活動が行われているとともに、市内の民間原木市場においては、県下の優良素材を集めた「静岡県優良素材普及展示即売会」が年に一度開催されている。

1.2.2.3 林業

本市の森林面積は 20,848ha（民有林 19,977ha、国有林 871ha）で、総面積の約 66%を占めている。このうち、スギ、ヒノキを主体とした人工林面積が 13,565ha（人工林率 68%）と大きな割合を占めている。

人工林の約 88%以上は 40 年生以上と資源として成熟しており、積極的な利用が望まれるが、最近の林業を取り巻く状況は依然として厳しく、急傾斜地が多い

地形と木材価格の低迷等も重なり、農林業センサスによる調査において島田市における林業経営体も 2005 年から 2015 年にかけて 2 分の 1 に減少する等、林業生産活動が全般にわたって停滞している状況にあり、担い手不足が深刻化している。

このため、林業の基盤となる林道・作業道等の路網整備、林業事業体の育成、大井川流域産材の需要の拡大、林業イノベーションの推進といった関連施策を積極的に進め、地域林業の振興を図る。また、森林の持つ水源の涵養、土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全等、森林の持つ公益的機能の重要性は益々高まってきたことから、木材生産を通じて森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させていくため、人工林での利用間伐及び住宅地周辺の森林の整備を推進していくこととする。

大井川流域の優良木材の安定的生産と、森林の有する公益的機能の高度発揮を目指し、市・林業事業体・森林所有者等が一体となって、計画的な森林保全及び森林整備を積極的に進める。⁽⁴⁾

1.2.3 藤枝市

1.2.3.1 位置

本市は、静岡県ほぼ中央に位置し、静岡市や焼津市、島田市等と隣接している。東西約 16 km、南北約 22 km と南北に長い菱形で、面積約 19,406ha を有している。北部は赤石山系の南縁の山々が連なり、中部はこれに続いて丘陵性の山地となっている。南部は大井川の扇状地として肥沃な志太平野が広がり、市街地が形成されている。

1.2.3.2 概要

山間部は平均気温 12℃前後、年間降水量 3,000mm 前後、平野部は平均気温 16℃前後、年間降水量 2,800mm 前後と温暖な気候と豊富な降水量が豊かな森林を育てている。

1.2.3.3 林業

本市の民有林面積は 9,209ha であり総面積に占める民有林比率は約 48%で、本市の約半分が森林となり、北部から中央部までを占めている。そのうち、スギ・ヒノキを主体とした人工林面積は、5,777ha で林齢は 41 年生から 60 年生が 2,473ha となり伐採して利用できる人工林が約 43%を占める状況下である。放置竹林が森林や耕作地等へ侵入することにより、竹林面積が拡大しており、市では樹種転換を推進する等の対策を実施している。

しかしながら、全国的な材価の低迷、生産コストの高騰、担い手不足等は、本市も例外でなく、林業を取り巻く情勢が非常に厳しい中で、森林の持つ水源の涵

養、土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全等、公益的機能の重要性は益々高まってきていることから、木材生産を通じて森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させていくため、人工林での利用間伐及び住宅地周辺の森林の整備を推進していくこととする。⁽⁵⁾

- 出典：(1) 平成 28 年 3 月川根本町環境基本計画（後期基本計画）
(2) 令和 5 年 3 月川根本町森林整備計画
(3) 気象庁観測データ（観測地点は静岡空港）
(4) 令和 5 年 3 月島田市森林整備計画書
(5) 令和 5 年 3 月藤枝市森林整備計画

1.3 認証形態

- ① 森林認証グループシステム
F-net 大井川森林認証グループ規約のとおり
- ② グループ加入者
F-net 大井川 グループ名簿のとおり
- ③ 計画期間
自：令和 5 年度 至：令和 10 年度

2 森林管理方針

2.1 基本理念

「自然との共生による持続可能な社会の実現」

自然と人間が共生する循環型社会を目指して、環境に配慮した適切な森林管理と森林資源の持続的な活用を通じて社会に貢献するとともに、地域で育まれた知見、技術を後年にわたり伝承していく。

2.2 基本方針

地域の森林管理を担う者として、FSC の原則と規準や関係法令を遵守し、不確実性が高まる社会の変化を読み解きながら、「森林の整備育成、林産物の生産販売及び森林資源の多面的活用」を以下の基本方針に基づき実施する。

- (1) 環境・社会・経済が調和した森林管理方法を明らかにし、森林所有者や現場技術者及び関係機関との対話や情報発信を通じて、本組織の管理活動への理解と協働を推進する。
- (2) 様々な林齢からなる多様な森林生態系を保全し、生物多様性の確保や回復に努める。
- (3) その土地固有の自然条件や立地条件に適した生物相の維持に努める。

- (4) 地域社会の一員であることを認識し、広く社会との良好な関係を保つように努める。
- (5) 長期的視野に立って森林管理計画を定め、常にモニタリングを行い、その結果に応じた対応を考え、実行していく。

2.3 森林管理計画

森林管理方針に基づき、森林の管理方法、管理手順等を定めた森林管理計画書を作成する。森林管理計画は森林の状態や環境、社会、経済を取り巻く状況の変化、モニタリング結果等を勘案し、5年に1回見直しを行う。また、総会や運営委員会等の協議結果、認証機関の指導や年次(更新)監査結果、資源量の変化等に基づく変更を随時行う。

2.4 活動項目

2.4.1 環境

- (1) 天然生林を保全し、針葉樹人工林においても広葉樹の導入等による種多様性の復元を図る。
- (2) その土地固有の自然条件や立地条件に適した、多様な植生が存在する森林の造成を目指す。
- (3) 豊かな生物多様性の宝庫である森林生態系を、健全な形で次世代に継承していく。
- (4) 大井川及びその支流河川・溪畔林を保全し、下流住民の水源林としての森林を守り育てる。
- (5) 外来種を発見した場合はできうる限りの排除又は拡散防止策を講じる。

2.4.2 社会

- (1) 森林の持つ多面的機能について広く情報発信し、住民と協働した森林づくりを推進する。
- (2) 地域資源としての森林空間を、健康・観光・教育等の視点で活用する「森林サービス産業」の創出を支援する。
- (3) 環境教育のための、フィールド及び情報、技術を提供する。
- (4) 自然生態系に備わる防災・減災機能を活用した森林管理や土地利用を推進する。
- (5) 管理する森林内で行われる本会構成員以外の者の行為についても、環境負荷や持続可能性への悪影響が少なくなるよう指導する。
- (6) 地域における慣習的（伝統的）使用権を尊重する。

2.4.3 経済

- (1) 持続可能な社会の実現に向けて、地域産材の価値を高め、木材の利用拡大と安定供給に努める。
- (2) 持続的な林業経営のため、森林資源の循環利用にあたり、適地適木や適正管理に配慮した施業を実行する。
- (3) 木材生産、森林整備のコスト軽減のために合理化にあたり、生物多様性の保全や環境負荷軽減に十分配慮する。
- (4) 林業従事者等による森林・山村資源を活用した起業を支援する。
- (5) 林業従事者等が安心・安定して働くことができるよう、労働環境の改善を支援する。

3 認証森林の概況とその取扱い

3.1 認証林の概要（令和5年3月31日現在）

①状況（令和4年静岡森林簿を基に作成）

		森林面積 (ha)	蓄積 (1000 m ³)	成長量 (m ³)	構成比率 (%)	サイト 数	
認証林		3,116.40	1,136	16,892	100	31	
内 訳	人工 林	針葉樹	2,628.03	1,079	16,434	84.3	—
		広葉樹	35.31	3	85	1.1	—
	天然林		366.24	54	373	11.8	—
	その他		86.82	—	—	2.8	—

原生林 なし

県立自然公園 あり

② 位置、区分図

参考資料1 FM 認証グループ管理図面のとおり

3.2 認証林の現況とその取扱い

認証対象森林3,116.40 haのうち人工林は2,663 haであり、人工林の植生内訳はスギ1,508 ha、ヒノキ1,104 ha、その他51 ha、その総蓄積は1,082 千m³である。

各市町の森林整備計画では、標準伐期をスギ40年、ヒノキ45年としているが、高品質大径材の収穫を目標とした林分の造成に移行していくとともに、下層植生を維持できるように除間伐を行う。これは、林地内が急峻で林地によって肥瘦の差が激しいために樹齢をもって伐採適期を一律に定めることが困難であり、経営上の利益を求めるものである。

広葉樹の林分は、主として特用林産物資源であり、その資源活用を図るとともに、伐採後は早急に植林を行う。

なお、皆伐においては、3.4③に後述するバッファゾーンについては特に注意する。

3.3 天然林の現況とその取扱い

認証対象森林 3,116.40 ha(令和4年度末時点)のうち天然林(天然生林含む)は366.24 haであり、その総蓄積は54千m³である。この天然林のうち商業目的での伐採は行わない保護区及び人工林も含む保全を目的とした管理を行う保全地帯は下記のとおりとする。

保全地帯においては、薪炭をはじめとするエネルギー資源、特用林産物資源として活用するとともに、景観に配慮した植生を形成しつつ、多様な動植物の生息、生育環境の保全に努める。なお、広葉樹林、雑木林は主として萌芽更新を行い、他の林種への転換は行わないこととする。

保護区の位置	町有林のうち天然林 165.32ha (5.3%)
保全地帯の位置	私有林のうち天然林、高齢級人工林 192.66ha (6.2%) (令和5年3月31日現在)

(参考資料2 「保護区・保全地帯台帳」参照)

3.4 特定地の取り扱い

(1) 白羽山羽ばたきの森

任意団体「白羽山羽ばたきの森に集う会」の活動の場として確保し、重要な環境教育の場であることを常に意識した施業を認証基準に準じて行うこととする。

(2) 急傾斜地

急傾斜地のうち、土壌浸食が見られる人工林は伐木造材基準により強度間伐を行うとともに、広葉樹自然植生を促し、林地及び表土を保護する。このとき、天然林はそのまま保護する。

(3) バッファゾーン

① バッファゾーンの定義

尾根筋や常時水が流れている河川及び溪流沿い(以下、総じて「河川等」という)は、水質保全や生物多様性の確保のために、当該河川等から概ね片岸20m程度をバッファゾーン対象森林とするが、現地の地形や樹種構成などに応じて適宜調整する。

② バッファゾーンの整備基本方針

- ・ 溪畔人工林は生態系機能・構造・組成の回復を目指し、初期整備として強度間伐を行う。その後、天然下種更新により植林木以外の樹種の導入を図

り多様な樹種が主林木として混生している森林に誘導する。（林相改良型）

- ・河川及び溪流沿いで洪水による攪乱により発生した溪畔林は基本的に整備せずに自然に推移させる。立地環境に適した樹種で構成されるので、その構成に注目すること。
- ・天然林はそのまま保護する。
- ・作業により伐採木や土砂が河川等に流入しないように特に注意する。
- ・溪畔林（予定地）内の枯立木は原則伐採しない。倒木も原則搬出しない。

（参考資料3 「バッファゾーン対象河川・溪流一覧」参照）

(4) 高い保護価値（HCV）

認証林内に存在する南北朝時代の14世紀半ばに築かれた「徳山城址並びに支城」が、平成27年1月31日に川根本町指定文化財に認定された。徳山城址及び関係する史跡等の周辺については、高い保護価値（HCV）として位置づけ、伐採を行う際は史跡等の保全とともに景観についても十分に配慮する。（参考資料4 徳山城址並びに支城（護心土城址）管理計画書参照）

3.5 森林施業における環境配慮

「IV 森林作業共通仕様書」及び各市町の森林整備計画書に基づき、以下のとおり環境に配慮した作業を実施する。

① 植え付け

- ・活着をよくするために苗木の乾燥を防ぐ。状況によりコンテナ苗等の使用も検討する
- ・野生生物による食害が予測される場所は、防護柵の設置をする

② 地拵え

- ・可能な限り広葉樹を残す
- ・表土掻き起しを最小限に抑える

③ 下刈り

- ・繁茂の状況、地形等を観察し、方法を決定する
- ・広葉樹は幼樹の生長を妨げない限り残すこと。
- ・刈払った地床植物は、その場所に存置し、林外に持ち出さないこと。
- ・鳥類の営巣を確認した場合は周辺作業に配慮する

④ 枝打ち

- ・鳥類の営巣を確認した場合は周辺作業に配慮する

⑤ 除間伐

- ・密度管理は伐期を考慮して行う
- ・間伐のための下刈りは最小限に行う

- ・劣性木は確実に対象木とする
- ・急傾斜地においては、除間伐木は幹が地面につくようにして等高線沿いに置くこと
- ・過去の作業において河川等のかかり木及び河川等に流れ込むおそれのある倒木を処理すること
- ・急激な環境変化を避けるため、特に崩壊の恐れのある林分では繰り返し間伐を行い、適正な密度管理を行う。又は、強度間伐により自然植生を促し混交林化を図る。

⑥ 皆伐

- ・伐採準備のための下刈りは可能な限り下草や広葉樹を残す
- ・バッファゾーンを確保する
- ・伐採木の残枝等は可能な限り林地に戻す
- ・再造林しても成長量が望めない場所や再造林が不可能と認められる場所は伐採せず、広葉樹に植生を誘導する
- ・崩壊の恐れのある場合には、皆伐は避ける。

⑦ 集運材

- ・収穫材、残存木への破損を最小限にすること
- ・架線集材等を行う際は、ワイヤーロープ等を取り付けた木を傷つけないよう必要な措置をとること
- ・資材等の放置はしない。

3.6 野生生物の保護

「まもりたい静岡県の野生生物―県版レッドデータブック―」及び関係市町の「環境基本計画」、林道開設事業時等の環境アセスメント報告書を参考に、以下のとおり野生生物の保護に努める。

(1) 管理責任者の対応

- ①有識者等から認証林内、認証林周辺の分布状況等の情報収集を行い構成員へ周知を行い保護に努める。
- ②各サイト管理者から提出された情報を整理、記録、地図化する。
- ③伝達及び広報
 - ・発見について、他のサイト管理者に伝達する
 - ・必要に応じ、行政の環境担当部署及び鳥獣保護員に情報伝達を行う。
 - ・こころない捕獲等を防止するため、発見の事実の公表や広報は実施しない

(2) サイト管理者の対応

- ①施業時の注意

静岡県版レッドデータブック（静岡県自然保護課）のカテゴリーごとの保護方針に基づく対応を基本とする

- ・ 施業時には林内における野生動植物の生息状況を把握し、生息を阻害しないように注意する。
- ・ 特に、施業場所内に営巣を確認した場合は、野生動物の行為を妨げないよう作業内容を工夫する。
- ・ 希少植物を発見し、施業に支障がある場合には、細心の注意をもって移植することができるが、その場合にも同一施業地内において行う

②発見の記録及び報告

参考資料5「動植物の生息状況」を確認し、各サイト内の生息状況を確認し、希少動植物を発見した場合は、別紙「希少動植物（貴重種）発見報告書」を管理責任者へ提出する。希少鳥類のうち猛禽類を発見した場合は、発見場所、発見日時を地図に記録し管理責任者に提出する

③希少動植物の生息の表示

こころない捕獲等を防止するため、生息について公表しない

(3) その他

- ① 特別天然記念物であるニホンカモシカについては、県及び市町の作成する管理計画に沿った対応及び管理を実施する。
- ② 外来生物による被害拡大防止のため、国や地方自治体等の要請に応じるものとする。

4 林業経営

4.1 伐期齢と生産目的

各市町の「森林整備計画書」に基づくものとするが、林地内が急峻で林地によって肥瘦の差が激しいために樹齢をもって伐採適期を一律に定めることが困難であることや経営上の利益を求めることから、林分の生育状況、生産材としての木材価格の動向、構成員の経済状況等から、構成員により判断する。

4.2 伐採と収穫

4.2.1 間伐

間伐作業の効率化、間伐材搬出目的のために可能な限り作業路の整備を行う。

間伐材は可能な限り搬出し、特に林道、作業道、作業路付近の木材は搬出することとする。

4.2.2 主伐

作業の効率化、木材搬出目的のために可能な限り作業路の整備を行う。大面積一斉皆伐がないように構成員同士又は構成員以外の近隣所有者と連絡を取り合う。1箇所当たり5haを超えないことを基準とする。

4.3 森林簿の再調整

正確な森林データを管理するため、標準地調査等の森林資源調査を実施し、森林管理簿を調整する。

正確な森林データを管理するため、森林管理簿の調整を行い、県、市町の管理する森林簿も併せて調整する。

4.4 境界の明確化

林業経営の持続化、紛争の未然防止のため境界を明確にする。明確化作業の方法は利害関係者の立会いの下で境界を決定し、境界杭やペンキ等で境界を明示する。境界の決定をした日時、場所、立会者、明示の方法等を文書化し保管する。曖昧な境界については確定作業のための情報を早期に収集し明確化作業の進捗を早める。

4.5 収穫計画

4.5.1 収穫

今後も適正な森林管理を行いながら、利用間伐量の増加を図る。また、標準伐期齢を迎えた林分においては、主伐が行われるが、成長量を越えない伐採量とする。

4.5.2 木材の生産販売

販売先は一般の市場だけでなく、多様な販売先の確保を目指す。

4.6 各サイトの林業経営

4.6.1 市町有林

景観に優れた林分、公益的機能を重視する林分、木材生産性の低い林分を「環境林」、それ以外の森林を「木材生産林」とし以下のとおり管理する。

① 木材生産林

スギ、ヒノキの人工林は環境に配慮した適正な管理を続け木材生産を行う。

② 環境林

天然林、広葉樹林はそのまま保護する。木材生産性の低い林分は広葉樹林化、混交林化を進め、公益的機能の増進を図る。

4.6.2 私有林

木材価格の低迷で収穫を見合わせ、伐期に達した林分が多くある。今後は、林内路網整備、高性能林業機械の導入等によりコスト削減を図り、安定した木材生産と収穫を目指す。木材生産性の低い林分は広葉樹林化、混交林化を進め、公益的機能の増進を図る。

4.6.3 白羽山はばたきの森

会員の技能向上と知識を深めながら百年の森づくりを実施していく。今後も下流域へ働きかけを行い、森林体験を通じた環境教育の場として活動を展開する。

4.6.4 静岡県県営林

「静岡県県営林経営計画」及び「静岡悠久の森づくりプラン」に定められた施業の基準等を踏まえ、充実している森林資源を積極的に利用しながら、整備を着実に進め、林地を良好な状態に誘導し森林の持つ多面的機能の持続的な発揮に努める。

4.6.5 森林組合

森林施業の集約化と団地化を計るとともに、経営計画の樹立を進め補助制度を活用しながら森林整備を進める。林内路網整備や高性能林業機械の利用により安定した木材生産と低コスト化に努める。間伐事業の進展や森林の高齢林化に伴い、主伐事業を視野に入れた架線系搬出技術の伝承や技能向上に努める。

5 モニタリング調査

5.1 モニタリングの項目と方法

モニタリングについてはV章モニタリング実施要領に基づき実施し、モニタリング結果は、5年に1度の管理計画改訂時に反映させるものとする。

6 労働力と安全管理

6.1 安全教育

林業技術者協会等の研修会を積極的に受講し、研修内容を作業員に確実に伝達する。

施業場所により安全確保内容が異なるので、各作業単位に現場にて作業員全員で安全事項の確認を行う。

未習熟の作業員に対しては、初期教育の際には安全管理について実技指導を中心に徹底的に教育する。

6.2 社会保障への加入

持続的な林業経営及び労働災害への対応のため各種社会保障制度へ加入する。

6.3 安全管理

6.3.1 安全装備

労働災害を未然に防止するために、安全装備の情報を収集し、作業に応じた装備へ改善を図る。

- ・保安帽 … JIS 規格認定のヘルメット
- ・手袋 … 防振機能付き手袋、滑り止め付き軍手等
- ・作業服 … 体にあった衣服
- ・安全ズボン … チェーンソーを目詰まりさせる素材の入った安全ズボン
- ・安全靴 … 切断防止物が組み込まれた安全ブーツ、つま先等の部分に防護物が組み込まれている安全ブーツ及び地下足袋
- ・その他 … ゴーグル、防虫ネット、粉塵マスク等、ガソリン携行缶(樹脂製不可)

林業作業に適した防護装備

防護する部位	足	脚	胴,腕,脚	手	頭	目・顔	耳
適切な防護 装備	安全ブ ーツ・靴	安全ズボ ン	体にあっ た衣服	手袋	安全ヘル メット	ゴーグル バイザー	耳あて
植え付け							
手作業	✓			✓			
下刈り							
手鎌	✓		✓	✓	✓	✓	
チェーンソー	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
草刈機	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
枝打ち							
手作業の道具	✓		✓	✓	✓	✓	
伐倒							
手作業の道具	✓		✓	✓	✓		
チェーンソー	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
玉切り							
チェーンソー	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
機械	✓		✓	✓		✓	✓
搬出・集材							
搬出	✓		✓	✓	✓	✓	
集積	✓		✓	✓	✓	✓	
積み込み	✓		✓	✓	✓	✓	

6.3.2 ボランティアの安全管理

- ・ボランティアが作業を行う場合は、傷害保険に加入する。
- ・ボランティアが行う作業は、その技術にあったものとする。
- ・ボランティアには急傾斜地等の足場の悪い場所での作業はさせない。

6.4 化学物質処理

認証林内においては環境や社会への影響を最大限に考慮し、化学物質の使用にあたっては以下の事項に基づき適正使用を行う。FSCの「農薬指針」及び「非常に危険な農薬（以下、「HHP」という）」については、FSC ジャパンウェブサイト (<https://jp.fsc.org/jp-ja>)で最新版を確認すること。

6.4.1 油脂の取扱い

- ・油脂等の化学物質の使用については、製品の取扱方法を遵守する。
- ・油脂等を使用した機械器具からの流出を防ぐ。
- ・機械器具類の油脂等の交換、補給は河川等の付近では行わない。林業機械等の作業において、やむをえず河川等の付近で油脂等の補給を行わなければならない場合は、油脂等が流入することがないように細心の注意をもって行わなければならない。
- ・使用した化学物質の廃棄物については持ち帰り、その処理規準や市町の処理規準に従って適正に廃棄する。
- ・河川等の付近で使用する油脂は植物性への転換を図る。

6.4.2 化学合成農薬の取扱い

化学合成農薬を使用するにあたっては、いかなる場合でも生態系に少なからず影響を及ぼすことに留意し、以下のとおり取扱う。

長期目標：管理区内における化学合成農薬の使用を停止すること。

短期目標：管理区内で使用する化学合成農薬の使用量と使用回数を減らし、HHPについては使用を停止すること。

(1) 化学合成農薬使用基準

化学合成農薬を使用しない方法を最優先し、使用に際しては、よりリスクの低い農薬の使用を検討する。FSC 農薬指針においては、リスクの高いものから順に「FSC 禁止 HHP」、「FSC 高度制限 HHP」、「FSC 制限 HHP」としてリストに掲載している。

区分	危険性の特定	備考
FSC 禁止 HHP	次の a)～d)のいずれか該当する化学合成農薬： a) 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書A（使用停止）又は国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム	緊急事態又は政府による命令下を除き使用禁止

	条約の附属書 III に記載されている又は記載勧告されている、又はオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書に記載されている b) 急性毒性かつがんを誘発し得る（発がん性、発がん性を持つ可能性が高い） c) ダイオキシンを含む d) 重金属を含む	
FSC 高度制限 HHP	急性毒性、慢性毒性、環境毒性のうち、2 つ以上に該当する化学合成農薬	関連リスクを特定・評価し、リスク回避・低減措置を実施する場合に限り使用を認める
FSC 制限 HHP	急性毒性、慢性毒性、環境毒性のうち、1 つだけに該当する化学合成農薬	

危険性グループの分類

急性毒性 哺乳類と鳥類に対し短期間の暴露により有害又は致死効果をもたらす物質

慢性毒性 非常に少量の反復的または継続的な曝露により長期間に渡る有害な効果をもたらす物質

環境毒性 環境に対して有害な影響をもたらす、生態系を脅かす及び/又は水や土壌に蓄積する物質

危険性グループ	危険性の種類	説明
急性毒性	接触又は経口摂取による毒性	哺乳類と鳥類に対し短期間の経口、経皮暴露により有害又は致死効果をもたらす物質
	吸入による毒性	哺乳類と鳥類に対し短期間の吸引暴露により有害又は致死効果をもたらす物質
慢性毒性	発がん性	人において癌を誘発する、又は発がん率を高める物質の性質
	哺乳類に対する突然変異誘発性	細胞及び/又は生物における突然変異の発生率を高める物質の性質
	生殖・発生毒性	胎児に対する悪影響をもたらす、成人の性機能及び生殖能力に対する悪影響を誘発する物質の性質
	内分泌攪乱（環境ホルモン）	非常に低濃度でホルモン及びホルモンバランスに干渉する物質
環境毒性	水生生物に対する急性毒性	水中に生息する脊椎動物、無脊椎動物、植物に対する物質の影響
	土壌と水への残留性	自然分解に耐え、土壌、堆積物、水環境に蓄積する物質の性質
	生物濃縮及び生物蓄積	食物連鎖の上位に行くほどに組織内での物質濃度が上昇する、及び/又は生物が、有害物質を排出するよりも早いペースで吸収することにより、時間の経過とともに体内での物質濃度が上昇すること

リスト未掲載の農薬であっても、その農薬が安全であることを意味せず、使用前に環境・社会リスクアセスメントを実施し、リスクの有無を確認し、かつリスクの低減策を講じること。

(2) 管理責任者の対応

- ① サイト管理者からの報告を整理、記録する。
- ② 使用についての疑義を調査する
- ③ 環境・社会リスクアセスメント及びその結果を反映した作業計画を、利害関係者の要請に応じて公開する。

(3) サイト管理者の対応

- ① 化学合成農薬の使用に際し、それが HHP 一覧に掲載されているか否かに関わらず、別紙「薬剤使用の際の環境・社会リスクアセスメント」を参考にリスクアセスメントを実施し、その結果を管理責任者へ報告するとともに、リスクのおそれがある場合にはその低減策を講じること。
- ② 化学合成農薬を使用した際は、別紙「化学薬品使用報告書」を管理責任者に提出すること。
- ③ 化学合成農薬を使用後、生態系への重大な影響を確認した場合には、管理責任者に報告し対応を検討すること。対応状況は記録すること。
- ④ 新植等のために苗木を調達する場合においては、苗木供給業者に対して使用農薬の情報を要請し HHP に該当するか否かを把握するとともに、それら農薬の使用を避けるよう推奨すること。なお、複数年に渡り同一業者との取引を継続する場合には、FSC の農薬指針及び HHP 一覧が見直されるたびにこれを行うこと。

6.4.3 化学肥料の取扱い

化学肥料の使用はいかなる場合でも生態系に少なからず影響を及ぼすことに留意し、その軽減に努めることとし、以下のとおり取扱う。

(1) 化学肥料使用基準

- ① 原則として使用を禁止する
- ② ただし、下記 i ~ ii のいずれかに該当し、かつ使用場所の要件全てを満たす場合には、やむを得ず使用できるものとする。
 - i 植栽苗の生育が明らかに劣っており、天然性肥料の施肥によっては経済的育林が不可能であると判断される場合。
 - ii 植栽木が病虫獣害を受けており、化学肥料を施さなければ樹勢回復が見込めないと判断される場合。

使用場所の要件

- ・ 水道水源に影響がない場所
- ・ 希少動植物の生息が確認されていない場所

- ③ やむを得ず使用する際には以下の点に留意する。追肥や、翌年度以降の施肥においても同様の手順とする。
 - ・ 各化学肥料の製品説明を確認し、標準施肥量を遵守すること。

- ・他林分や河川等へ化学肥料が直接流出しないよう工夫すること。
- ・施肥後、施肥をするに至った原因が改善しているかどうか確認を行う。

(2)管理責任者の対応

- ① サイト管理者からの報告を整理、記録する。
- ② 使用についての疑義を調査する

(3)サイト管理者の対応

- ① 化学肥料を使用した際は別紙「化学肥料使用報告書」を管理責任者に提出すること。
- ② 化学肥料を使用後、生態系への重大な影響を確認した場合には、管理責任者に報告（任意様式）し、対応を検討すること。対応状況は記録すること。

6.4.4 森林病虫害獣対策における取扱い

ナラ枯れ、松くい虫被害等を確認した場合、周辺への蔓延を最小限に抑えるため、関係機関と連携を密にし、必要な措置をとること。

7 社会責務

7.1 利害関係の把握

施業が与える社会、環境等の影響を及ぼす対象を把握し、施業時には自ら検証を行う。影響への問い合わせ（苦情、意見）があった場合には、施業との因果関係を調査、回答を行い、別紙「苦情(意見)処理票」に記録、保管する。

7.2 紛争解決

所有権等に係る紛争が発生した場合には、施業は停止し紛争解決に努める。損害を与えた場合には補償を行う。紛争が解決した場合には、紛争解決が証明できるよう文書化し保管する。

7.3 贈収賄の禁止

7.3.1 定義

本条において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公務員等

- ①政府、省庁、地方公共団体等の職員（議員、警察官、消防士、税務調査官を含む）
- ②政府系企業や政府系法人

- ③公的な国際機関の役員及び職員
- ④政党の役員及び職員
- ⑤公職の候補者
- ⑥上記を代行して公務を行う者

(2) その他不正な利益の供与

- ①商取引の獲得
- ②高い評価又は評判の獲得
- ③機密情報の獲得
- ④不正や不祥事の口止め
- ⑤公務員等が供与する次の事業上の便宜
 - ・手続きの簡略化又は促進(スピードアップ)
 - ・税金の免除又は軽減
 - ・規格の標準化
 - ・許認可の取得
 - ・法令違反の見逃し、処罰の回避又は軽減 等

(3) 金品

- ①金銭、金券、ギフト券、未公開株、融資、担保、保証
- ②贈答、供応、招待（スポーツ観戦や観劇、旅行等）
- ③寄付、献金、スポンサー費
- ④謝礼、リベート、販促費、値引き
- ⑤就職、教育、医療等の機会 等

7.3.2 贈賄の禁止

不当な利益を得るために、收受者の職務の遂行および決定に影響を与える目的で、公務員およびその他の事業者に対し、金品その他の不正な利益の供与、收受、それらの約束、要求、申込またはそれらの承認を行わない。

- (1) F-net 大井川の会員が第三者を通じて贈賄を行った場合や、第三者が贈賄を行っていることを認識していた、又は疑わしい兆候があるのにもかかわらずこれを放置した場合には、自ら贈賄を行った場合と同様の法的責任を問われる場合がある。
- (2) F-net 大井川の会員が贈賄により実際には何らの便宜も得られなかった場合や、相手方が金銭等を受領しなかった場合、相手方の職務行為に何らかの影響もなかった場合であっても、贈賄として法的責任を問われる場合がある。

7.3.3 収賄の禁止

会員及びF-net 大井川の経営や事業判断または職務執行に不適切な影響を与えることを目的に提供される金品その他の不正な利益の供与、收受、それらの約束、要求、申込またはそれらの承認を行わない。

7.4 問い合わせ対応

認証林管理に関する問い合わせについては事務局が対応するが、個人情報にかかわることについては構成員が対応する。

木材の販売に関する事項は各サイトが直接対応する。

8 基盤整備

8.1 市町に対する要望

認証林地内の林道、作業道等の開設については、環境への配慮を具体的に要望する。認証林地内の林道、作業道等の開設をはじめとする土木工事については、工法、環境への配慮等適正な工事の執行について具体的な協議・要望を行う。

8.2 森林組合おおいがわの対応

認証林地内の作業道等の開設については、環境への配慮を具体的に指示する。高性能機械の導入・運用については効率性のみならず作業が森林に与える影響も十分考慮する。

8.3 機材所有団体との協力

機材所有団体と連携して生産コストの低減化を図る。

8.4 自力作業路

作業路の開設にあたっては次の事項に注意する。また、別添作業道開設チェックリストにより環境影響評価を行い、適切な工事を行う。

- (1) 線形は、希少動植物や土質、地形に配慮したものとする。希少植物の植生が確認された場合は、移植を検討する。天然林及び保護地への影響を最小限に押さえることとする。
- (2) 等高線に沿った傾斜の緩やかな線形とする。
- (3) 河川等への影響を考慮した線形とする。
- (4) 法面は可能な限り在来種で緑化する又は広葉樹を植栽するか、木柵工を施し、土砂流出を最小限に留める。
- (5) 路面排水処理のため横断溝等を適切に配置する。
- (6) 残土は河川等に流れ込まないような処理を行う。

9 林内安全確保、不法投棄等への対応

9.1 部外者の立入制限

林内交通の安全確保、不法投棄等の防止のため公的林道や作業道と自力作業路との分岐点には、「関係者以外の車両立入禁止」の標示又は車止めを設置する。

9.2 林野火災予防と対応

島田消防署、藤枝消防署及び各市町消防団と連携を取り、予防活動や演習を行う。特に、所轄の消防団分団との連携を密にする。

認証林及びその周辺で林野火災が発生した場合、構成員は消防組織に対する状況説明・情報提供等を積極的に行い消火活動に資する。

9.3 不法投棄

不法投棄を発見した場合は、作業日誌に記入するとともに、市町関係部署に連絡する。

9.4 違法伐採

盗伐を発見した場合には、各関係警察署、市町関係部署、森林所有者へ速やかに伝達する。また、盗伐の未然防止、再発防止のため必要に応じ自力作業路等への関係者以外の立入りを防ぐ措置や関係機関と連携した巡回等を行う。

10 認証製品の販売に関する管理

10.1 認証製品の販売及び管理

認証製品の管理は、木材の販売形態により次のとおりとする。

販売形態	識別方法
立木	図面により認証サイトであることを提示する。
素材 (道路端又は木材置場)	木材置場での標示
簡易製材機による製材品 (道路端又は木材置場)	木材置場での標示
外部委託による加工品	焼き印等による標示

10.2 グループの認証品販売管理

サイト管理者は、各サイトの木材等販売記録を管理責任者に提出すること。

10.3 認証販売にかかる伝票

製品販売時の伝票は次の記載事項を含むものとする。

- ① 販売の日付

- ② 製品が収穫されたサイト
- ③ 購入者
- ④ 販売量
- ⑤ 製品仕様
- ⑥ 認証登録番号
- ⑦ 認証の種類

10.4 外部委託

認証製品の加工についての外部委託は次のとおりとする。

- ① 外部委託先
外部委託覚書を締結した法人及び個人とする。
- ② 認証製品の取扱い
非認証事業者については、認証製品に関する取扱い手順書による。
認証事業者については各々の管理マニュアルにより取扱うこととする。

11 情報公開

11.1 森林管理計画書の公開

この計画書はすべて公開することができるものとする。

11.2 Web サイトでの公開

グループの Web ページを開設し、当計画書の内容をはじめ、当グループの活動や成果についての情報を公開する。

11.3 公開の制限

グループ単位での情報はすべて公開できることとするが、構成員ごとの情報は公開しないこととする。構成員ごとの情報は、構成員自らが判断し公開する。

12 事業者との連携

COC事業者をはじめとする管内外の事業者との連携を深め、FSC 森林認証木材及び木材の需要拡大に努める。

13 FSC 森林認証制度の普及啓発

FSC 森林認証制度の普及啓発を行うとともに、FSC 森林認証の拡大を図る。また、管理責任者は FSC 森林認証基準による森林管理を広く普及啓発する。

付記

この計画書は、令和5年 月 日から実施する。

IV 森林作業共通仕様書

F-net 大井川

森林作業共通仕様書

1. 各作業現場における環境影響評価

作業現場における責任者（現場管理者等）は作業を実施するにあたり、作業内容に応じた各種チェックリストを用い、作業前の環境影響評価を行うとともに、各作業現場での作業後においても同リストを用い、環境影響の確認を行うものとする。

2. 作業における確認事項

作業を行うものは、各日の作業を実施するにあたり、本仕様書又は各サイトの任意様式にて、作業手順及び環境配慮、危険予知（KY）の確認を行い、作業日誌・施業管理記録簿等を用い記録するものとする。

3. 地拵え作業

3.1 作業手順

- (1) 区域内にある雑草、木竹、笹等の地被物は、すべて根元から伐倒又は刈払うこと。
- (2) 伐倒又は刈払ったもの、その他散在している枝条、木屑等は谷間凹所等に集積し又は整理して更新作業に支障がないようにすること。

3.2 留意点

- (1) 施業に支障のない広葉樹及び樹形が正しく成育の見込みのある有用樹種は残存させ、作業の際に損傷しないこと。
- (2) 表土の掻き起こしを最小限に抑えること。

4 植栽作業

4.1 作業手順（裸苗）

4.1.1 植付方法

- (1) 等高線に沿って巻き尺や紐、尺棒等で植栽間隔を測り、植付点を決める
- (2) 植穴に地被物や腐植等有機物を混入させないため、植付点を中心に60cm四方の地被物を取り除き、直径約30cm穴全体を深さ30cm程度に耕耘し、根茎、石礫、塵芥等をすべて除去する。
- (3) 表土は、植穴の近くにおいて、四散しないようにし、地被物を混入させないこと。

- (4) 植穴中央に苗木を据え置く。根を十分に広げ、根を巻いたり地表に露出させたりしないようにする。
- (5) 穴に土を埋め戻し、途中で苗木を揺り動かしながら心持ち引き上げるようにして根の位置を正常にする。苗の頭付近（頂芽ではなく軸）を支えながら、足で土をよく踏み固め、地被物で根元を覆う。
- (6) 道路沿いの植栽地は、道の端から 2m 以上離して植栽すること。

4.1.2 苗木の取扱い

- (1) 苗木を受領したときは速やかに仮植すること。
- (2) 仮植地は、なるべく林地に近い日陰、適潤、雨水の停滞しない箇所を選定する。
- (3) 仮植地から植栽地までの小運搬は、苗木袋等を利用し、根部の乾燥を防ぐよう処置をすること。

4.2 作業手順（コンテナ苗）

4.2.1 植付方法

（共通事項）

- (1) 等高線に沿って巻き尺や紐、尺棒等で植栽間隔を測り、植付点を決める。
- (2) 植穴に地被物や腐植等有機物を混入させないため、植付点を中心に 60cm 四方の地被物を取り除く。
- (3) 植穴をあけ、苗木を入れる（植栽道具ごとの手順詳細は後述する）。
- (4) 植穴とコンテナ苗根鉢の隙間を土壌で埋め戻す。
- (5) 苗木の根元を軽く踏み付け転圧する（裸苗と違い根系がすでに培地と一体化しており、根鉢と土壌の密着をのみ得られれば良い）。

クワを用いた植穴あけ

- (1) クワを垂直に振り下ろして地面に貫入させる。土壌がきわめて堅い場合には、クワを 2, 3 度入れて土壌を耕耘する（土が軟らかい場合には耕耘は必要なく、また植穴をあけるために土を掘り取る必要もない）。
- (2) クワを山側に押し付け、植穴に苗木を入れる。

ディブルを用いた植穴あけ

- (1) グリップを持ってディブルの歯部を地山に鉛直にストッパが当たるまでディブルを突刺す、土壌が堅いときにはペダルに足をかけて体重を乗せる。
- (2) ディブルを引抜いて、できた穴に苗木を入れる。

4.2.2 苗木の取扱い

- (1) コンテナ苗は裸苗より重く嵩張るため、木材搬出に用いた林内作業車や架線等の機械運搬を活用すること。
- (2) 植栽現場へ搬入してから植え終わるまで日数を要す場合には、直射日光や風で根が乾燥しないよう、日影下でコンテナのまま枝条やシート等で被覆しておく。地面への直置を避け、シートの上に置くか、中空に懸架して管理する。
- (3) いきなり苗の幹枝を把み引き抜かないよう、手指や棒で底面から突き上げて根鉢とコンテナの密着を外した後、幹枝をつかんで取り出す。根系や枝幹を損傷しないように注意し、特に梢端は絶対に傷つけることのないようする。
- (4) 植付の際は大きめの腰カゴを用いて運ぶ。根鉢に衝撃を与えると培地が崩れ落ちるため、小運搬や植付時には根鉢を痛めないような配慮する。

4.2.3 留意点

- (1) 基本的に根鉢上面と地表が一致する深さで植え、過湿地等では根鉢が少々地上に突き出る程度とし、深植えはしない。乾燥が懸念される場合は植付後の根鉢上面に軽く土をかける。
- (2) 冬季に土壌が凍結する地域では、寒風害を避けるため10月以降の植栽は行わない。また梅雨明け直後等の極端に乾燥する時期も避ける。
- (3) 植付作業時の天気は、根の乾燥防止のため曇天日が最も好ましい。雨天時やその直後は、埋め戻しや踏み固めで締まりすぎ土壌の孔隙がなくなるため避ける。
- (4) 野生動物による食害が予測される場合は、防護柵を設置する。

5. 下刈作業

5.1 作業手順

- (1) 区域内にある植栽木以外の下層植物は地際から刈払い、植栽木を被覆しないように列間を低く片付けて置くこと。ただし、植栽木以外の樹木で成育の見込みのある有用樹種は存置すること。
- (2) つる類が植栽木等に巻き付いている場合は、丁寧に除去すること。

5.2 留意点

- (1) 林分の状況を判断し、方法を決定すること。
- (2) 必要以上の下刈りは避けること。
- (3) 広葉樹は幼樹の生長を妨げない限り残すこと。
- (4) 刈払いに際しては、植栽木及び存置木に損傷を与えないこと。
- (5) 刈払った下層植物は、その場所に存置し林外に持ち出さないこと。

- (6) 鳥類の営巣が見られるときは周辺を含めて作業に配慮すること。

6. つる切作業

6.1 作業手順

- (1) 植栽木等に巻き付いているつるは、樹幹から完全に切断除去すること。
- (2) 切断除去にあたっては、根諸共に引き抜くか又は地際より切断のこと。

6.2 留意点

つる類の切断除去にあたっては、植栽木及び存置木に損傷を与えないこと。

7. 枝打ち作業

7.1 作業手順

- (1) 枝打ち高は、材の生産目標を考慮し地上高を決定する。
- (2) 林縁木は、外側の生枝は枝打ちせず、片枝とすること。
- (3) 枝打ちを行うときは、樹幹面と平行に枝座を残すように切除し、樹皮を剥がさないようにすること。

7.2 留意点

枝打ち対象の木に鳥類の営巣が見られるときは営巣の妨げにならないよう配慮すること。

8. 除間伐作業

8.1 作業手順

- (1) 除間伐にあたっては、植栽木を伐倒、除去し、林分の密度調整を行うとともに、植栽木の生育を阻害し、今後阻害するおそれのある広葉樹等を伐倒、除去すること。ただし、極力下層に生育する広葉樹を残し、林地保全に配慮すること。
- (2) 植栽木の伐除については、次のものから優先的に伐倒する。
 - ① 病虫害、獣害、風害等の被害木
 - ② 形質不良木（被圧木、損傷木、曲又木等）
 - ③ 優勢木に接近している劣勢木
 - ④ 小径木ただし、伐倒しても林分構成上支障がないものに限る。また、安全上、支障のない枯死木はできるだけ残す。
- (3) 伐倒にあたっては、受け口と追い口をつくり、伐倒木の樹種や状態、直径に合わせた適切な厚さのつるを残すようする。
- (4) 伐倒によりかかり木になった場合は、その都度処理すること。

- (5) 伐倒することにより残存木に損傷を与えるような大径木は巻枯らしをすること。
- (6) つる類が残存木に巻き付いている場合は、丁寧に除去すること。
- (7) あばれ木の枝、又は樹幹の形質を損するおそれのある枝は、適宜枝打ちすること。
- (8) 伐倒木は、残存木の生育に支障のある場合及び道路上、境界わきにある場合は、適切に処理すること。
- (9) 除間伐にあたっては、植栽木の30%程度(本数間伐率)を伐倒すること。又は仕様書による指示に従う。

8.2 留意点

- (1) 可能な限り広葉樹を残し、林地保全に配慮すること。
- (2) 間伐のために下刈りは必要最小限にすること。
- (3) 伐倒にあたっては、残存木への損傷を最小限にすること。
- (4) 河川等にかかっている又は流れ込む恐れがある倒木を処理すること。
- (5) 急激な環境変化を避けるため、特に崩壊の恐れのある林分では繰り返し間伐を行い、適正な密度管理を行う。又は、強度間伐により自然植生を促し混交林化を図る。

9. 伐採・搬出作業

9.1 作業手順

- (1) 地形、林分の状態、林道の配置、集材距離等を考慮し、最も効率がよく、対象林分及び自然環境に負荷の少ない作業方法を選択すること。
- (2) チェーンソー伐倒にあたっては、受け口と追い口をつくり、伐倒木の樹種や状態、直径に合わせた適切な厚さのつるを残すようする。
- (3) 伐採した木材が最も高い価格で取引されるような採材に努めるとともに、木材の有効利用を図ること。

9.2 留意点

- (1) 伐採木の枝条、木屑等は河川等に入れないこと。
- (2) 収穫材、残存木の破損は最小限にすること。
- (3) 資材等の放置はしないこと。
- (4) 搬出の際、林道、その他路肩等を傷めないよう、十分に配慮すること。
- (5) 年間を通じて流水のある河川等の周辺は緩衝帯として保全し、混交林への誘導を図るよう、監督員の指示に従い作業を行うこと。

10. 作業路網整備

10.1 対象路網と規格

本仕様書では、0.45 m³ベースの車両系林業機械を使用しての木材搬出及び乗用車での人員輸送を想定した森林作業道を対象とし、作業手順と留意点を記す。

主な規格

- ①幅員 概ね 3.5m
- ②縦断勾配 基準値を 10%(6°)とし、短区間に限り最大傾斜 18%(10°)
- ③切土 切土高さは 1.5m以内に抑える(局所的に 1.5m 以上も認める)。切土法面勾配は土砂なら 6 分、岩の場合は 3 分を標準とする。
- ④盛土 段切り施工で床を安定させてから行う。各層 30 cmごとに分割転圧し、盛土法面勾配は概ね 1 割より緩い勾配とし、盛土高が 2m を超える場合は 1 割 2 分程度とする。
- ⑤路面配水 路面の横断勾配を水平、縦断勾配を可能な限り緩くして波形勾配を利用した分散排水を基本とする。横断排水施設を利用する場合は、現場の状況にもより 50m 程度ごと 1 箇所とスイッチバックの前後に、進行方向に垂直な線より約 30° 傾けて(流路勾配 5%以上)設置する。
- ⑥伐開幅 斜面の状況や気象条件を考慮した必要最小限に抑える。
- ⑦構造物 森林作業道は土構造を基本とするが、土質が脆く締固めが困難な場所では、現地材を利用した丸太組の施工を検討する。

10.2 作業手順

- (1) 路網作設に当たっては、人家や公共施設、田畑、野生生物の生育環境等に影響しないよう、周辺の植生、地形、地質、土質を十分に調査し、無理のない線形や工法とすること。開設により、土砂流出や林地崩壊等、下流に被害を生じるおそれのある場合は、架線系の集材システムを検討する。
- (2) ルート上の支障木を伐開する。先行伐採しすぎないようにバックホウオペレータと意思疎通を図りながら、伐開幅を必要最小限に抑える。伐倒木は造材しないまま立木等にもたせ掛けて、搬出体制が整うまで一時的に貯木する。残存木を保護するために、間に杭を打つか立木に緩衝材を巻いて養生する。
- (3) 切土法肩から盛土法尻となる範囲の地山表土を剥取り、法尻より下方(谷側)に置き、バケットの背面で押さえ土台をつくる。次に段切りを施し、その上に山側の心土を移動させ転圧しながら盛土していく。軟弱な路盤の場合、その場を深く掘り込んで礫質の多い土砂と入れ替え路盤を安定させる(天地返し)。比較的良質な礫質土壌が近くにあれば運んでくる場合もあるが、基本的には切土量と盛土量を均衡させ、土砂の移動量を極力抑制する。
- (4) スイッチバックの前後は傾斜の変化を出来る限り抑える。最も荷重がかかる部分であるため、路体が沈下しないよう施行する、雨水がたまと軟弱に

なりやすいため適宜排水するが、折り返した斜面下方に雨水が流入しないよう、その場排水する。

- (5) 根株や剥取り表土を盛土法面の保護を目的として利用する場合は、土質、根株の大きさや支持根の伸び、萌芽更新の容易性等を吟味して判断する。

10.3 留意点

- (1) 周辺に生息する小動物保護のため、適切な工法を選定する。また、魚の生息環境の阻害は行わないこと。
- (2) 排水先は、雨水の流入が災害を誘発する危険のある場所を避ける。盛土の洗堀を防ぐため、できれば地山部分の根株や立木がある場所を選ぶ。
- (3) やむをえず河川等を横断する場合は以下のとおりとする。
 - ① 横断箇所は1箇所とする。決められた場所以外で河川等に進入しない。
 - ② 進入は河川等に対し直角に行う。
 - ③ 河川区域内での縦断方向の移動は行わない。
 - ④ 仮設物を用いる場合には、河川等の管理者の指示に基づき、表流水の流路を遮断することがないように行うこと。仮設物は、施業期間中は他者が使用することがないように適正な処置を行い、施業終了後には、原状回復する。
 - ⑤ 万が一、仮設物が流出した場合は、利害関係者に報告するとともに、河川等の管理者の指示により適正な対応を行う。

11. 環境に配慮した作業の実施

11.1 車輛、機械類の管理

- (1) 車輛、機械器具類は常時整備点検を行うこと。
- (2) 機械器具類の整備時に油脂の林内への流出を防止すること。
- (3) 車輛の不必要なアイドリングは行わないこと。

11.2 水質保全

- (1) 油脂等の交換、補給は河川等の付近では行わないこと。
- (2) 河川等の付近では、特に水質に悪影響を与えないよう十分配慮し作業を行うこと。

11.3 土砂災害防止

- (1) 立木等伐採したものについては、沢に集積しないこと。
- (2) 除間伐作業を行う場合は、可能な限り広葉樹を残し、林地保全に配慮した作業を行うこと。
- (3) 急傾斜地では、伐倒木を等高線沿いに置き、土砂の流出を防止すること

- (4) 河川等の付近で林業機械による施業を行う場合は、形質が変化しないよう細心の注意をもって行う。特に土壌が河川等に流亡しないように注意する。
- (5) 施業に起因して土壌が流出した場合には、作業を中止する。利害関係者に報告し、早急に改善策を講じる。

11.4 枯損木等の取り扱い

作業や通行の安全上支障のない枯死木、倒木、樹洞のある大木については、鳥の営巣木、菌類や森林昆虫の生息場所、鳥類の採餌場所、稚樹の更新場所としての利用に配慮し、以下のように取り扱う。なお、ここに定める対応については、森林多様性に配慮した森林管理であることを、森林所有者及び地域住民の方々、作業関係者への周知に努める。

- (1) 枯損木については、概ね胸高直径 20 cm以上の枯損木を、1ha あたり 5 本程度残置することを目標とする。
- (2) 倒木については、安全に支障がないと認められる場合はそのままの状態を残置する。
- (3) 樹洞のある大木については、作業や通行の安全上支障がないと認められる場合は、極力残置する。

11.5 廃棄物の処理

作業現場において発生する廃棄物については、林内に残さずすべて持ち帰り、適正に処理すること。

11.6 山火事予防

- (1) 作業用機械器具は適切に取扱い、機械使用中の発火に注意すること。
- (2) 喫煙等火気取扱の際は十分注意し、吸い殻は持ち帰ること。
- (3) 山菜採りやハイキング目的の一般市民対しても、山火事予防の啓発を行うこと。

12. 安全に配慮した作業の実施

- (1) 労働災害を未然に防止するため、作業に応じた安全装備を行うこと。
- (2) 作業場所における電波状況及び緊急時の救急車両や災害ヘリ等のピックアップ場所をあらかじめ確認すること。
- (3) 安全確保のための関係法令や省庁の発する各種ガイドラインを遵守すること。

V モニタリング実施要領

F-net 大井川

モニタリング実施要領

1 趣旨

モニタリングは、森林管理計画で定めた目標と、森林作業共通仕様書に定められた手順に基づいた経営・管理の結果との差異を把握し、計画やその実施方法の改善を図るためのものであり、F-net 大井川森林認証グループのモニタリング実施は、本要領の定めるところによる。

2 モニタリング項目と方法

2.1. 管理責任者が行うモニタリング

(1) グループ統括

各サイトが行う森林作業をはじめとする活動についてグループの規程（安全規定や作業手順等）を遵守しているかを、モニタリング用チェックリストを用いて確認する。また、サイト管理者からの森林の状態等に係る報告を取りまとめる。

(2) 定点観測

①各保護区、保全地帯につき一箇所、または特に環境変化の観察が必要と管理責任者が認める箇所を観測地点に設定する。

②設定した観測地点の経年変化について、年1回、以下の調査を実施する。調査結果は、定点観測実施記録(別紙)に記録する。(初年度以降は写真撮影をサイト管理者に委託出来ることとする。)

③ 観測の結果、それ以降環境が悪化することがないと見込まれた時点で、当該観測地点を解除する。

(3) 野生動植物生息状況

定点観測の結果及び各サイトからの報告等を踏まえ、専門家と意見交換をおこない、記録をまとめる。溪畔林と天然生林の調査及び保全、人工林においては多様な植生が存在する森林の造成計画を策定し、定期的に評価しながら順応的に管理する。

(4) 森林管理により影響を受ける者との協議

地域住民や森林管理の影響を受ける者と協議し、記録をまとめる。

(5) 森林認証面積、資源量、成長量

森林簿情報を基に各サイトの資源量、成長量を把握し、収穫量の上限を試算する。

(6) 森林管理計画実施状況の公開

管理計画の実施状況報告を、ホームページ、SNS、その他外部の者が閲覧可能な媒体に公開する。

2.2. サイト管理者が行うモニタリング

以下の事項について、サイト管理者はモニタリングを実施し、その結果を管理責任者に報告する。

- ① 作業手順等の FSC の規準への適合（チェックリストへ記録する）
- ② 森林の異常（病虫獣害の発生、外来種の進入等）
- ③ 施業内容・範囲、林産物の生産量及び利用量
- ④ 労働安全、労働環境、および労働者の教育訓練の状況

3. 改善処置

モニタリングの結果、不適合を認めた場合には、管理責任者は別紙「サイトモニタリング記録（兼改善処置指示書）」により各サイトへ期限を定めて改善を指示する。指示を受けたサイト管理者は、改善処置指示書に基づきすみやかに改善作業を行い、別紙「改善処置記録」を管理責任者へ提出する。

4. モニタリング結果の計画への反映

モニタリング結果は、5年に1度の管理計画改訂時に反映させるものとする。必要に応じてHCVを特定し、保護・管理を行う。

モニタリング項目と方法

No.	項目	監視事項	実施者	方法・確認書類	評価頻度	留意点
1	森林 施業	施業内容 施業範囲	サイト管理者	施業管理記録簿 作業日誌	施業ごと	計画の進行状況の確認、 施業履歴の保存
2		安全規定 作業手順	管理責任者	サイトモニタリング 記録・現場確認・ チェックリスト確認	1年に各サイト 1回以上	安全規定、作業手順 遵守の確認
3			サイト管理者	講習会・研修会参加 状況	1年に1回	
4			サイト管理者 作業責任者	森林作業チェック リスト	作業ごと	作業前の環境影響評価と 作業後の確認
5			労働安全 労働環境	サイト管理者	労働災害発生状況 安全管理状況	1年に1回
6		環境	管理責任者	化学薬品使用報告書	1年に1回	
7	森林 の状態	定点観測	管理責任者	写真撮影	1年に1回	保護区・保全地帯等 について、環境変化 の観測
8		病虫獣害の発生、 外来種の進入等	サイト管理者 作業責任者	作業日誌 森林作業チェック リスト	施業ごと	森林に異状がないか 監視する
9		野生動植物 生息状況	管理責任者	聞き取り調査	1年に1回	動植物生息状況の変化 の監視
10		森林認証面積、 成長量	管理責任者	森林資源調査	年度末	成長量のデータを蓄積し、 資源表や計画に反映させる。
11		専門家の意見	管理責任者	聞き取り調査	1年に1回以上	森林施業が動植物に 与える影響について 猟友会等へ聞き取り
12		天然生林の保全	管理責任者	保全方針の策定・実証	3年に1回	
13		人工林の多様性	管理責任者	多種共存の森育成	1年に1回	
14		溪畔林の保全	管理責任者	保全地調査・母樹の 保全	3年に1回	
15		HCV 候補	管理責任者	森林調査、文献調査、 有識者の意見聴取	1年に1回	
16	木材 販売	販売された認証 材の量、仕様等	サイト管理者	木材・林産物の 生産、販売データ	1年に1回	収穫量を越えないこと を確認する。
17	社会的 影響	地域住民の懸念 事項	管理責任者	地域住民意見聴取	1年に1回	地域のニーズや懸念 事項を把握し、計画 に反映させる。
18		影響を受ける者の 懸念事項	管理責任者	影響を受ける者との 協議	5年に1回以上	”
19		水質への影響	管理責任者	水道事業関係者から 意見聴取	水源地施業時	施業による水質変化 の監視
20		環境教育活動	管理責任者	実施状況	1年に1回	

VI ガイドライン

F-net 大井川

風害リスク低減ガイドライン

1 風害の概要

林木風害は樹冠に強風が吹いて揺れ動くときに、幹のせん断応力を超える風圧が加わると幹が折れる。また、幹が折れない場合に風圧が根の緊縛力以上のときには根返り被害が発生する。大雨を伴う暴風の際にはこのような根返りが増加する。地上高10m前後の最大風速（10分間平均風速の最大値）が20m/sになると、耐風力が弱い森林に点状に被害が起こり始め、30m/sを超えれば耐風力が強い森林でも団地上に大規模な被害が発生する。平均風速が同じ程度の暴風では、瞬間風速が大きいほど、また暴風の継続時間が長いほど被害が激しくなる。（※1）森林保険研究会（1983）による

2 気象条件と風害

風害の原因となる強風をもたらす気象現象は、台風や冬期の暴風雪、発達した積乱雲から吹き降ろすダウンバースト、竜巻などである。台風は平均的に1年に20個前後発生して、そのうち4個程度が上陸する。冬期の暴風雪による風害は、複数の発達した低気圧が九州から北海道にかけて日本列島を挟むように北上する場合に起きやすい。また5月頃に襲来する低気圧では、北海道の東部太平洋沿岸で風害が起きることがある。

ダウンバーストや竜巻などの被害は局所的であるが、風速が大きいので大径木でも幹折れや根返り被害になることがある。

3 被害形態

風害による林木の被害形態で経済的に最も損害の大きいものは、幹折れ、根株折れ、根返りの3種である。幹折れの場合、幹に穿孔中虫の被害があると起きやすくなる。また、根元折れは木材内部に腐朽菌が侵入蔓延している場合が多い。根返り被害は、暴風に大雨が伴って根系の土壌緊縛力が弱くなっていると、さらに発生しやすい。

除伐・間伐が行われなくて、幹の細い林木で構成されている人工林は将棋倒しのような風倒被害になる危険性が高い。一般的に、ヒノキは根返りにスギは幹折れになりやすく、広葉樹は針葉樹よりも耐風力が高い。

4 樹種と耐風性

風害を軽減させるためには、立地の選択と耐風性樹種の選択が必要である。過去の風害報告によると、以下の樹種の耐風性が報告されている。

○風害に強い樹種

クロマツ アカマツ クスノキ エノキ ムク ラクウシヨウ
イチヨウ クログネモチ アラカシ ケヤキ トウカエデ
アオギリ ダケカンバ カラマツ ミヤマハンノキ クヌギ

○風害に弱い樹種

ヒノキ サワラの天然林 スギ人工林 コウヤマキ モミ
カラマツの古木 ストローブマツ ハンノキ ナラ ホオノキ
ヤナギ類 アサダ サクラ アオダモ サワシバ コシアブラ
イタヤ アズキナシ エゾマツ シナノキ キハダ プラタナス
シナサワグルミ ユリノキ ポプラ ヒマラヤシーダー
ニセアカシヤ カイズカイブキ クスノキ スラシュパイン
モミ コメツガ シラベ アオモリトドマツ

5 風害と立地

以下のような場所は風速が強められ被害を受けやすいので、風倒木被害を軽減する森林づくりが求められる。

- 風害危険地域
- ①暴風方向に向かって開いた広く長い河谷の両岸付近
 - ②河谷の分岐点や湾曲点
 - ③風向きに直角、もしくはそれに近い尾根
 - ④風向に向かった斜面で、緩斜面から急斜面に移行する所
 - ⑤山腹の突出部
 - ⑥孤立した山麓前面や側面
 - ⑦山越え気流がまともに当たる風下の台地や突出部
 - ⑧一般的に南東向き斜面は危険度が高い

6 風害に強い森林づくり

(1) 新たに森林造成を行う場合の施業

- ① 風上全面に樹冠の発達した防風樹帯を育成し（残置し）、強風が林内に吹き込むのを防ぐ。また、林縁部等特に防風効果を期待できる場所には広葉樹林帯を配置する。
- ② 植栽本数及び除間伐等にあつては低密度管理を基本とする。ただし良質材生産を基本とする場合、風の影響を受けにくい20年生までは通常の密度管理を行い、枝打ちをすることで良質材の基本条件を確保する。
- ③ 20年生以降は定期的に弱度の間伐を行い、低密度を維持することで下枝が枯れ上がらないようにし、林縁木に近い樹形に仕立てる。（形状比 70以下、樹冠長比50～60%以上）

- ④ 片枝の林縁木は耐風力を持っているので枝打ちをおこなわず、林套を残す。

(2) 現存する森林の防風効果を高める施業

- ① 形状比 70 以下、樹冠長比 50～60 以上を目標として、一度に強度の間伐は行わず、弱度の間伐を繰り返す。
- ② 間伐直後の耐風力は低下するが、コスト面から列状間伐は有効であり、伐採列に侵入する広葉樹を保続し、将来的には防風効果を持たせる。
- ③ 林縁木は枝打ちを行なわない。間伐もしない。

(3) 広葉樹や針広混交林等への転換

風害の危険地域は広葉樹の植栽などで広葉樹林や針広混交林へ誘導することが望ましい。

- ① 広葉樹林への転換（全面更新）
高密度でスギ・ヒノキが成立した人工林では萌芽や埋土種子による天然更新は困難なので、現地の条件に適した広葉樹を植栽する。
- ② 針広混交林への誘導（一部更新）
風上部分や林縁部など特に風害の危険性が高い所は広葉樹を配置し、暴風帯を設ける。現地の状況作業性を考慮し、列状・混交・群状等の形態を選択する。

7 目標とする森林像

- 地質条件等に応じた樹種で構成されている（適地適木）
- 一株あたりの根系層が広い範囲に発達している。
- 異なる根系種（浅根性と深根性など）が入り混じって植生している。
- 必要な手入れにより適正な密度管理がされている。
- 樹木の下の方まで枝葉が残っている。
- 風が分散される、あるいは通り抜けやすい程度の粗密構造となっている。

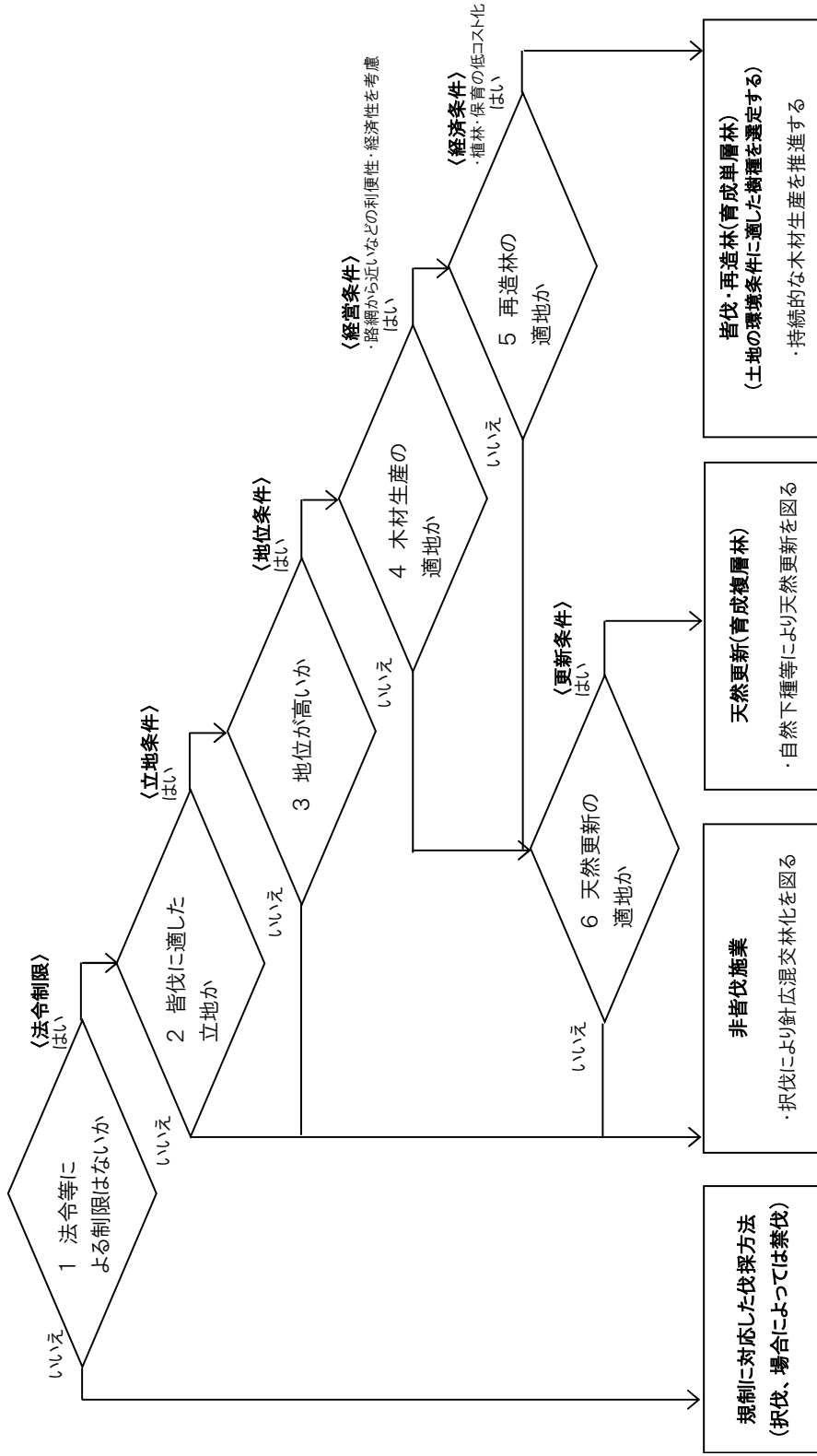
8 道路や民家等の周辺対応について

- 公道沿い、民家裏及び配電線等に沿った森林において風倒木が発生すれば、交通網の遮断や住民生活に大きな被害を長期にもたらす。そのため、可能であれば道路境界等から 20 m 以内程度の範囲においては、原則中低木の樹種又は萌芽更新しやすい樹種を植栽する。状況に応じて食害対策も講じる。

皆伐と更新等に関するガイドライン

皆伐施業における作業手順

- 1 対象森林について確認
伐採制限の有無、補助履歴、委託契約内容、所在地等について確認する。
- 2 伐採と更新の計画を作成
関係者と十分協議し、伐採後の更新計画を作成する。
- 3 作業実施前の手続き
伐採届、道路占用許可申請、地域住民等への事前周知、看板の掲示等を実施する。
- 4 皆伐・更新作業の実施
災害防止や林地の保全、伐採後の更新に配慮した作業を実施する。
- 5 伐採後の確認と管理
計画どおりに実施されたかの確認と、継続した管理を行う。



- 留意事項**
- 1 法令等による制限はないか :保安林、その他法令等による規制、市町森林整備計画の条件を確認
 - 2 皆伐に適した立地か :崩壊危険地や荒廃が進みやすい林地ではない。伐採による崩壊・荒廃の危険の有無を確認
 - 3 地位が高いか :木材生産に適した生産性の高い地形や土壌条件(地位級Ⅰ～Ⅲ)を確認
 - 4 木材生産の適地か :林業専用道等の路網からの距離が500m以内。その範囲で路網や架線系を整備できるか確認
 - 5 再造林の適地か :再造林までの収益が見込めるか。植生状況(笹等の繁茂)。傾斜35°以内。標高1,400以下。
 - 6 天然更新の適地か :広葉樹の進入が期待できる。既に稚樹(天然更新対象樹)が育成しているか。樹害状況の確認

1 目的

このガイドラインは、人工林における適切な皆伐とその後の再造林、天然更新に係る留意点と基準を示したものです。森林所有者や作業者がこのガイドラインの趣旨を理解し遵守して頂くことで、皆伐による森林の多面的機能の低下や環境の悪化を防止、大井川流域の森林資源の持続的な利用と森林環境の保全とを図ることを目的とする。

2 ガイドラインの対象

このガイドラインは、F-net 大井川の加入サイトにおける皆伐作業が対象となる。

3 伐採前の手続きと計画作成について

(1) 伐採制限の確認・手続き

- 保安林や自然公園に指定され、伐採の制限が定められている森林では、県等への許可申請などが必要となる。
- 過去5年間（事業によっては5年以上）のうちに、国、県、市町の補助を受けて間伐等が行われた森林は、伐採すると補助金の返還等が発生することがあるので、事前に確認する。
- 森林経営計画の作成された森林では、計画内容の変更が必要か確認すること。
- 関係市町の森林整備計画の立木竹の伐採に関する事項、造林に関する事項やゾーニング森林に関する指定の施業基準を確認する。
- 保安林に指定されていない場合は、伐採届を伐採開始の30日前までに森林所在地の市町へ提出する。森林経営計画が作成された森林では、森林経営計画に基づく伐採の届出。

(2) 伐採前の計画作成

- 計画作成にあたって、土地・立木の権利関係等を確認する。
- 伐採により隣接地への影響が想定される場合は、隣接地の所有者に確認し、合意を得る。
- 植栽に補助事業を活用する場合は造林事業者（または担当者）と補助金活用の調整を事前に行う。
- 伐採方法や植栽等について具体的な計画を作成する。（作業計画書、皆伐前チェックリストの作成）。

4 伐採と作業道の開設について

(1) 皆伐箇所

- 急傾斜（概ね45°以上の傾斜）や岩石地等の森林では、災害の危険があるので皆伐は控える。
- 尾根筋や谷筋等で環境又は防災上保全が必要な森林や、人家や道路沿いの急傾斜（概ね35°以上の傾斜）で、土壌の流出や落石を防止するために保全が必要な森林では、皆伐は控える。

- 重要水源の森林や溪流沿いの森林、環境保全や観光資源として景観を保つため重要な森林では極力皆伐は避ける。
- 標高 1,400m 以上ある森林では伐採後森林への回復が困難となるので、極力皆伐は行わない。
- ササの被覆が想定される場所や土壌が極めて悪い場所は、皆伐すると森林の更新が難しいため、択伐等により裸地化を防止する。
- 伐採後にシカ等による被害を受けることが考えられる地域では、大面積（5ha 以上）皆伐は極力行わない。

(2) 皆伐面積

- 5ha 以上の皆伐を行う場合は、伐区や時期を分散させるとともに、保護樹帯を設け、防災面や生物多様性に配慮した施業を行う。

(3) 伐採作業

- 急傾斜（概ね 45° 以上の傾斜）や岩石地では、森林の回復が遅く、土砂の流失や落石の危険があることから、皆伐を控え保残木を集団的に配置して林地を保護する。
- 尾根筋や谷筋等で環境又は防災上保全が必要な森林や、人家や道路沿いの急傾斜地（概ね 35° 以上の傾斜）等では、防災上の観点から皆伐は控え、保護樹帯を列状又は塊状で残す。
- 天然更新が予定されている場合は、尾根筋や一定面積毎に母樹を残すなどの施業をする。
- 枝条類は、雨水により河川・溪流へ流れ出すことがないように、溪流沿いへの集積は避けるなど災害防止に努める。また、道路脇に枝条を山積にするなど乱雑な枝条処理はしない。
- 天然更新地では、枝条類は萌芽更新や下種更新の妨げとならないよう、山積みをして避けて分散し集積する。
- 伐採・運搬作業等の実施には、作業案内看板を設置するとともに、必要に応じて地域の住民等に事前に連絡する。
- 木材の搬出・運搬等により、地域の生活道路や林道を損壊することのないよう注意する。損壊した場合は速やかに道路管理者に報告し指示に従い修復する。

(4) 作業道の開設

- 急傾斜地や地形・地質の条件が悪く、崩壊の危険性や溪流への影響が大きいと考えられる箇所では作業道の開設は避ける。
- 作業道開設の際、地形や水の流れを十分検討し、安全作業と開設後の維持管理や使用後の森林再生を考慮し、必要最小限の開設とする。
- 作業道の開設中、使用中、使用後においては、横断工や土嚢、沈殿ポケットの設置等の路面排水対策を徹底する。雨水等が集中しないように心がける。特に、生活用水や養魚場の水源地では特段の配慮をする。

○作業道開設チェックリストの提出

(5) 作業終了後の現場確認

○資材等は作業完了後速やかに撤収する。案内・注意看板等は不要になったら速やかに撤去する。

○作業現場で発生した廃棄物等は林内に残さずすべて持ち帰り適切に処理する。

○森林作業チェックリストの提出

5 伐採後の更新と管理について

(1) 伐採後の更新

○道路に近い、傾斜が緩い、地位条件が良いなど木材生産林として条件の良い森林は、資源循環林として積極的に植栽する。

○天然更新を選択した場合は、伐採の翌年から数えて5年以内に天然更新を完了する必要がある。

○シカ等の食害が想定される場合は、植栽と合わせて柵やネット等の食害防止対策を行う。

○伐採後にササ等が繁茂することが想定される場所では、植栽等によって速やかな植生回復を図る。

(2) 伐採後の管理

○植栽木や天然更新の状況について、定期的に確認し記録を残す。

○更新が順調でない場合は、適切な対策を講じる。

○作業道は、定期的に点検し、浸食、損壊、濁水発生の防止に努める。

日本における高い保護価値（HCV）の枠組みに関するガイドライン
(FSC-STD-JPN-01.1-2020a)

日本における高い保護価値（HCV）の枠組みが2020年12月1日に発行したので、HCVの対応についての下記のとおりとする。

長期目標

グループ内の認証取得者がHCVの保護・管理の知見や技術を共有し、責任ある森林管理やHCVの保護を行うこと。

短期的な目標

HCVの枠組み文書に沿って管理区域内のHCVアセスメントを進める。特定されたHCVの管理方法を構築する。

I HCVの定義

カテゴリー	定義
HCV 1	種の多様性： 世界、地域または国レベルで重要な固有種と希少種または絶滅危惧種を含む生物多様性が集中している場所
HCV 2	景観レベルでの生態系とモザイク： 世界、地域、国レベルで重要であり、数多くの自然発生種の存続可能な個体群が本来の分布や数で存在している原生林景観、大規模な生態系と生態系のモザイク
HCV 3	生態系と生息・生育域： 希少・危急または絶滅が危惧される生態系、生息、生育域またはレフエジア（退避地）
HCV 4	不可欠な生態系サービス： 集水域の保護や脆弱な土壌と斜面の浸食や崩壊の防止を含む、危機的な状況において重要な根本的な生態系サービス。
HCV 5	地域社会のニーズ： 地域社会または先住民族との協議の下で特定された、地域社会または先住民族基本的な生活（例：生計、健康、栄養、水など）に欠かせない場所と資源
HCV 6	文化的価値： 世界的または国家的に、文化的に、考古学的又は歴史的に重要な場所、資源、生息・生育域と景観、及び/または地域社会または先住民族との協議の下で特定された、地域社会または先住民族の伝統文化にとって文化、生態、経済または宗教/精神上的の側面から非常に重要な場所、資源、生息・生息域と景観

II F-net 大井川としてのHCVに関するアセスメント

1 規模・強度・リスクに酔って必要とされるHCVアセスメントレベル

カテゴリー	比較的簡単なHCVアセスメント	より詳細なHCVアセスメント
規模	小規模 小規模林家による小規模経営	大規模 自然植生の大規模な伐採
強度	低強度 農薬や肥料の使用が限定的 在来樹種の使用 架線集材 狩猟や釣りが盛んではない 大部分の区画が保護区域	高強度 大量、頻繁な農薬の使用 外来種の使用 車両系大型機械による集材 狩猟や釣りが盛んである 相当量の下流に影響を及ぼす取水利水 水流に影響を及ぼす治山治水
リスク	低リスク 文献・調査・意見等で区画内や影響の及ぶ区域にHCVが存在する可能性が低い 土地利用や生態系が安定しており、脅威が少ない	高リスク 文献・調査・意見等で区画内や影響の及ぶ区域にHCVが存在する可能性が高い 特に脆弱なHCVがある 絶滅危惧種がある 生息域が既にかなり分断されている 土壌が浸食されやすい

2 情報収集

- 1) 日本における高い保護価値の枠組み」FSC-STD-JPN-01.1-2020aにおける「表2 既存の枠組みでの保護指定と関連するHCVカテゴリー、及びHCV特定における重要性」記載の指定地域の情報等を参考に、管理区域内にHCVが存在する可能性を調査する。
- 2) 各情報サイト、書籍・文献等活用し調査・確認を行う。
- 3) HCVの可能性があれば予備調査を実施する。

3 コンサルテーション

予備調査の結果、高い可能性やF-net 大井川では判断できない場合はコンサルテーションを行う。

4 現地調査

HCVが存在する可能性が高い区域が絞れた場合現地調査を行う。

5 HCVの特定

- 1) 調査の結果HCVが認められたら特定する。
- 2) 特定や境界の設定には、予防原則を適用する。

6 アセスメントの見直し

必要の応じて見直し更新する必要がある。少なくとも5年に一度は確認する

Ⅲ HCVが特定された場合の管理

1 目的

特定されたHCVの維持または可能な場合強化する

2 管理手順

- 1) HCVの管理計画の策定
- 2) 利害関係者や有識者へのコンサルテーション
- 3) 管理方針・方法の決定と実施

Ⅳ HCVのモニタリング

1 目的

HCVが維持されているかの監視

2 モニタリングの種類

- ・活動モニタリング
- ・方針／効果モニタリング
- ・脅威モニタリング

3 実施手順

- 1) モニタリング計画の作成
- 2) モニタリング方法の検討
- 3) モニタリング結果の検証
- 4) モニタリング結果の管理計画への反映

Ⅴ 順応的管理

管理活動を始める前に、HCVについて完全な情報が揃っていることはまれである。したがって、予防原則によりリスクを最小限に止め、順応的管理により過去の経験や教訓を生かし、管理方法を改善していくことが重要である。

日本における高い保護価値（HCV）の枠組み（FSC-STD-JPN-01.1-2020a）
に関するガイドラインによる予備調査の結果（概略）

HCV 1 種の多様性

管理区域及びその周辺に該当区域は確認できない

HCV 2 景観レベルでの生態系とモザイク

管理区域及びその周辺に該当区域は確認できない

HCV 3 生態系と生息・生育域

管理区域及びその周辺に該当区域は確認できない

（川根本町内に大井川源流部原生自然環境保全地域があるが管理山林ではない。）

HCV 4 不可欠な生態系サービス

管理区域および周辺に「土砂災害特別警戒区域」があり予備調査を行った。

○川根本町 三盃地区 FSC認証林

○川根本町 小長井地区（杉山段）FSC認証林

※土砂災害防止法に基づき静岡県知事が指定する土砂災害特別警戒区域

HCV 5 地域社会のニーズ

管理区域及びその周辺に該当区域は確認できない

HCV 6 文化的価値

文沢蒼林舎サイトに川根本町指定の文化財（史跡）徳山城址がある。

2市1町の地域には中世以降の城址・街道等の史跡が存在するが特定されていない史跡も多いと思われる。引き続き調査・研究が必要である。

F S C 日本国内森林規格
(FSC-STD-JPN-01.1-2020)

7.3.1 検証可能な達成目標に対するガイドライン

管理計画の実施状況と各管理目的の達成への進捗状況をモニタリングするために、検証可能な達成目標とそれらを評価する頻度を定める。

番号	評価項目	達成目標	評価頻度	環境	社会	経済
1	管内森林認証林面積	33,000ha	5年/1回	○	○	○
2	認証材の生産量	12,000 m ³	1年/1回			○
3	搬出間伐面積	120ha	1年/1回	○		○
4	影響を受ける者との協議	年1回開催	5年/1回		○	
5	環境教育活動	年3回開催	1年/1回	○		
6	地域住民との協議の場	年5回開催	1年/1回		○	
7	HCV可能性調査	年間一ヶ所以上	1年/1回	○	○	
8	労働環境の改善	「規範」の遵守	1年/1回		○	○
9	天然生林の保全活動	保全方針の策定・ 実証（町有林大札山）	3年/1回	○		
10	人工林における多様な植生が存在する森林の造成	多種共存の森育成 （実証地3ヶ所）	1年/1回	○	○	
11	溪畔林の保全活動	保全地調査・ 母樹の保全	3年/1回	○	○	
12	管理計画の実施状況の広報活動	年間6回以上	1年/1回	○	○	○

森林管理方針（管理計画書より）

基本理念

「自然との共生による持続可能な社会の実現」

自然と人間が共生する循環型社会を目指して、環境に配慮した適切な森林管理と森林資源の持続的な活用を通じて社会に貢献するとともに、地域で育まれた知見、技術を後年にわたり伝承していく。

特記事項

当ガイドラインは、実際の運用を経て森林管理計画書に反映する。

（管理計画書より）

2.2 基本方針

地域の森林管理を担う者として、FSCの原則と規準や関係法令を遵守し、不確実性が高まる社会の変化を読み解きながら、「森林の整備育成、林産物の生産販売及び森林資源の多面的活用」を以下の基本方針に基づき実施する。

- (1) 環境・社会・経済が調和した森林管理方法を明らかにし、森林所有者や現場技術者及び関係機関との対話や情報発信を通じて、本組織の管理活動への理解と協働を推進する。
- (2) 様々な林齢からなる多様な森林生態系を保全し、生物多様性の確保や回復に努める。
- (3) その土地固有の自然条件や立地条件に適した生物相の維持に努める。
- (4) 地域社会の一員であることを認識し、広く社会との良好な関係を保つように努める。
- (5) 長期的視野に立って森林管理計画を定め、常にモニタリングを行い、その結果に応じた対応を考え、実行していく。

2.3 森林管理計画

森林管理方針に基づき、森林の管理方法、管理手順等を定めた森林管理計画書を作成する。森林管理計画は森林の状態や環境、社会、経済を取り巻く状況の変化、モニタリング結果等を勘案し、5年に1回見直しを行う。また、総会や運営委員会等の協議結果、認証機関の指導や年次(更新)監査結果、資源量の変化等に基づく変更を随時行う。

2.4 活動項目

2.4.1 環境

- (1) 天然生林を保全し、針葉樹人工林においても広葉樹の導入等による種多様性の復元を図る。

- (2) その土地固有の自然条件や立地条件に適した、多様な植生が存在する森林の造成を目指す。
- (3) 豊かな生物多様性の宝庫である森林生態系を、健全な形で次世代に継承していく。
- (4) 大井川及びその支流河川・溪畔林を保全し、下流住民の水源林としての森林を守り育てる。
- (5) 外来種を発見した場合はできうる限りの排除又は拡散防止策を講じる。

2.4.2 社会

- (1) 森林の持つ多面的機能について広く情報発信し、住民と協働した森林づくりを推進する。
- (2) 地域資源としての森林空間を、健康・観光・教育等の視点で活用する「森林サービス産業」の創出を支援する。
- (3) 環境教育のための、フィールド及び情報、技術を提供する。
- (4) 自然生態系に備わる防災・減災機能を活用した森林管理や土地利用を推進する。
- (5) 管理する森林内で行われる本会構成員以外の者の行為についても、環境負荷や持続可能性への悪影響が少なくなるよう指導する。
- (6) 地域における慣習的（伝統的）使用権を尊重する。

2.4.3 経済

- (1) 持続可能な社会の実現に向けて、地域産材の価値を高め、木材の利用拡大と安定供給に努める。
- (2) 持続的な林業経営のため、森林資源の循環利用にあたり、適地適木や適正管理に配慮した施業を実行する。
- (3) 木材生産、森林整備のコスト軽減のために合理化にあたり、生物多様性の保全や環境負荷軽減に十分配慮する。
- (4) 林業従事者等による森林・山村資源を活用した起業を支援する。
- (5) 林業従事者等が安心・安定して働くことができるよう、労働環境の改善を支援する。

VII 各種様式

F-net 大井川

希少動植物（貴重種）発見報告書

年 月 日

F-net 大井川管理責任者 様

サイト管理責任者：

希少動植物を発見したので下記のとおり報告します。

項目	内 容
発見した日時	年 月 日 時頃
発見した場所	林小班番号
発見した者	
発見した種	
発見した状況	頭数、株数(個体密度等)、大きさ等
処理事項	(動物の場合の営巣の処理、植物の場合の移植の有無等)
添付書類	動物の場合：発見した場所の写真（可能であれば動物の写真） 植物の場合：発見した場所の写真、植物の写真（可能であれば移植前後の2枚）

薬剤使用の際の環境・社会リスクアセスメント

確認者 _____ 確認日 _____ 年 月 日
 散布場所（現場名、林小班番号等） _____ 使用の規模（面積等） _____
 使用予定の化学合成農薬 _____
 使用目的（植生、丸太、人間の健康、家畜、在来生物、種子または苗木の保護、雑草抑制、他） _____

リスクの評価及び特定-毒性と曝露の関数-リスクを最小限にするためのリスク回避・低減戦略

曝露に関する要素	価値の最小限のリスト	危険性グループと危険性の種類									リスクの有無に関する説明	リスクを最小限にするための回避・低減戦略(※)
		急性毒性			慢性毒性			環境毒性				
		経口摂取による毒性	接触または吸入による毒性	発がん性	哺乳類に対する突然変異誘発性	生殖・発生毒性	内分泌攪乱	水生生物に対する急性毒性	土壌と水への残留性	生物濃縮及び生物蓄積		
環境	土壌(侵食、劣化、生物相、炭素貯蔵)											
	水(地下水、表面水、水供給)											
	大気(空気の質、温暖化ガス)											
	非対象種(植物、野生生物、ハチ及びその他の授粉媒介者、ペット)											
	非木材林産物(FSC-STD-01-001 V5-2 FSCの原則と基準の基準5.1の通り)											
	高い保護価値(特にHCV 1~4)											
	景観(美的価値、蓄積影響)											
社会	生態系サービス(水、土壌、炭素隔離、観光)											
	高い保護価値(特にHCV 5~6)											
	健康(生殖能力、生殖に関する健康、呼吸器の健康状態、皮膚、神経や消化器官への影響、がん及びホルモンバランスへの影響)											
	福祉											
	食糧及び水											
	社会インフラ(学校や病院、レクリエーションのためのインフラ、管理区画に隣接するインフラ)											
権利(法的及び慣習的)												
その他	その他											

(※) リスク回避・低減戦略は、下記の曝露に関する変数の最小限のリストを考慮して策定される。

【曝露に関する変数】

上記の表にて、リスク回避・低減戦略を記載する際には、以下の曝露に関する変数の最小限のリストを考慮しなければならない。

- 剤型（種類及び成分）
- 有効成分の混合（配合及び混合工程）
- 有効成分の濃度
- 有効成分の使用量
- 使用頻度及び使用間隔
- 使用場所の規模
- 使用方法（例：スポット、葉面散布、スプレー、空中散布、ばら撒き）
- 使用方法と器具（例：背負い式噴霧機、ヘリコプター、ドローン、飛行機）
- 以前の使用回数
- 有効成分の代謝産物
- 労働者の能力と技術（農薬取り扱いライセンス、教育訓練、ラベルや説明書を読み、理解する能力）
- 安全装備（防護具）
- 緊急事態時関連装備（例：救急用具、漏れ防止・対策キット）
- 現場の状態（例：土壌の種類、地形）
- 予想される天候及び気象条件（例：風速及び風向き、気温、湿度）
- 散布ドリフト
- 廃棄物管理システム
- 近隣住民に対する農薬使用の情報提供状況（例：農薬使用に関連するリスク、使用後に現場に入れるようになる時期）

化学薬品使用報告書

年 月 日

F-net 大井川管理責任者 様

サイト管理責任者：

化学薬品を使用したもので下記のとおり報告します。

項目	内 容										
施用日	年 月 日 ～ 年 月 日										
施用場所・面積	林小班番号 (ha)										
施用の理由											
薬品の名称											
使用数量	(散布濃度、散布回数等)										
確認事項	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 40%;">水道水源の有無</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">有</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">・</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">無</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>希少動植物の生息</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td style="text-align: center;">・</td> <td style="text-align: center;">無</td> <td></td> </tr> </table>	水道水源の有無	有	・	無		希少動植物の生息	有	・	無	
水道水源の有無	有	・	無								
希少動植物の生息	有	・	無								
特記事項											
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣虫害の被害状況等のわかる写真 ・ 作業中写真（適切な装備かどうかわかるもの） 										

化学肥料使用報告書

年 月 日

F-net 大井川管理責任者 様

サイト管理責任者：

化学肥料を使用したのので下記のとおり報告します。

項目	内 容
施肥日	年 月 日 ～ 年 月 日
施用場所・面積	林小班番号 (ha)
施肥の理由	
肥料の名称	
使用数量	(散布量、散布回数等)
確認事項	水道水源の有無 有 ・ 無 希少動植物の生息 有 ・ 無
特記事項	
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施肥を行った場所の全体写真 ・ 樹木の生育の様子がわかる写真 ・ 作業中写真（適切な装備かどうかわかるもの）

苦情（意見）処理票

（保存年限5年）

		管理責任者	回覧	担当者
受付日時		受付者		
起案日		相手方	所属： 氏名：	
件名				
内容				
対応・処理				
備考				

施業管理記録簿

サイト名：

(保存年限 5 年)

年月日	林小班	作業種	作業内容	数量		特記事項
				面積 (ha)	材積 (m ³)	

作業日誌

（保存年限 5 年）

日 時	年 月 日 時 分～ 時 分	
場 所 (林小班)		
	樹種： 林齢： 下層植生： 有 ・ 一部有り ・ 無	
作業従事者	作業責任者	
作 業 内 容	作業内容は具体的に記入すること	
特 記 事 項	林道、法面等の状況・希少種の確認 不法投棄、病虫獣風害、外来種の侵入、拡大等の森林の異常	

施業管理記録簿、森林作業チェックリストとともに保管すること。

各事業体で日常使用している日誌があり、必要事項が記載されていれば任意の様式を使用することが出来る。

F-net 大井川	サイト管理者	
管理責任者	担当課長	現場担当者

別紙（森林作業共通仕様書関係）

森林作業チェックリスト【作業前】

令和2年度以降版 Ver. 1.4

サイト名 _____ **確認日** _____ 年 月 日
現場名 _____ **確認者** _____
作業種 森の力・搬出間伐・主伐・他() **作業(班)** _____

(保存年限5年)

適(○)、不適(×)、該当なし(／)を記入すること

区分	確認項目	チェック	対応策など
工事準備	作業内容が把握されている。		
工事準備	目立て器具、牽引具、取替え部品等必要な機械器具は正常な状態で確保されている。		
工事準備	必要な安全装備が確保されている。		
工事準備	作業に使用する林道・作業道・歩道は安全に使用可能な状態である。		
工事準備	つるがらみ・枝がらみの対応を確認した。		
環境	枯損木・風倒木の対応を確認した。		
環境	作業予定林分内又は隣接して河川、溪流がある場合、作業上の配慮を確認している。(森林管理計画書3.4③参照)		
環境	機械・器具のオイル漏れが発生した場合の対応策は考えられている。		
環境	作業予定地に史跡、街道、生活設備、ハイキングコース等はない。又はある場合には対策を確認した。		
環境	計画路線付近とその斜面下方が土砂災害警戒区域に指定されていない。		
環境	作業予定林分に希少野生動植物は生息していない。		
安全管理	緊急車両の走行経路と緊急時の防災ヘリコプターのピックアップポイントは確認した。		
安全管理	携帯電話等による通信が可能である範囲を確認した。		
【特記事項】			

作業地の概況の判る資料（作業計画書等）を添付すること

F-net 大井川	サイト管理者	
管理責任者	担当課長	現場担当者

別紙（森林作業共通仕様書関係）

森林作業チェックリスト【作業後】

令和2年度以降版 Ver. 1.4

サイト名 _____ **確認日** _____ 年 月 日
現場名 _____ **確認者** _____
作業種 森の力・搬出間伐・主伐・他() **作業(班)** _____

(保存年限5年)

適(○)、不適(×)、該当なし(／)を記入すること

区分	確認項目	チェック	処理内容など
管理	「森林作業共通仕様書」内に記載されている作業手順が実施された。		
環境	「森林作業共通仕様書」内に記載されている環境配慮が実施された。		
環境	作業林分の希少野生動植物への影響はなかった。		
環境	作業林分内又は隣接して河川、溪流がある場合、作業により土砂が流れ込んではいない。		
環境	機械のオイル漏れはない。		
環境	木材を搬出する場合、残存木を傷めた形跡はない。		
環境	林道（作業道）の路面、路肩等の補修は必要ない。		
環境	作業における廃棄物等が放置されていない。		

森林の状態

区分	確認項目	チェック	具体的な場所・内容など
環境	違法伐採・不法投棄など違法行為の形跡はない。		
環境	病虫害、獣害の発生はない。		
環境	外来種の侵入、拡大はない。		
環境	山崩れ等の自然崩壊はない。		
環境	風倒など気象災害を受けていない。		
【特記事項】			

F-net 大井川	サイト管理者	
管理責任者	担当課長	現場担当者

別紙（森林作業共通仕様書関係）

作業道開設チェックリスト【工事着手前】

Ver. 1.4

サイト名 _____ **確認日** _____ 年 月 日
路線名 _____ **確認者** _____
事業箇所 _____ **作業者(班)** _____

（保存年限 5 年）

適（○）、不適（×）、該当なし（／）を記入すること

区分	チェック項目	チェック	対応策など
合意形成	工事で影響を受ける可能性のある利害関係者との協議がなされている。		
確認	作業道を開設するのに不適當な場所ではないと判断できる。		
確認	森林計画図等河川溪流や地形がわかる図面により計画がなされている。		
確認	地形図、航空写真、現場踏査により情報収集を行っている。		
確認	地域の水源や養魚場等の存在と、工事がそれらへの影響がないかどうか確認できている。		
確認	計画路線付近に鳥などの営巣、希少植物がない又は存在を確認した場合には対応案ができています。		
確認	計画路線付近に史跡、街道、生活設備、ハイキングコース等はない。		
確認	計画路線付近及びその斜面下方が、土砂災害警戒区域に指定されていない。		
設計	地形、地質を踏査により判断をして、適切な位置に路盤が造成できる線形としている。		
設計	線形は地形に合わせて自然の改変を最小限に抑えられている。		
設計	切度高は 1.5 m 以下を原則としている。		
設計	盛土や法面は侵食・崩落を防ぐよう安定させている。		
設計	縦断勾配を概ね 10 度（18%）以下に抑えている。（やむを得ない場合のみ短区間 14 度（25%）程度）		
設計	スイッチバック部分の構造は走行の安全や路面排水に留意されている。		
設計	河川や溪流からできるだけ離れ、交差は最小限に抑えけるとともに交差する場合は直角交差する線形となっている。		
設計	排水は河川や溪流に直接流れ込まないように、分散させゆっくり流すよう工夫されている。		
設計	生物の移動をできるだけ妨げない工夫をしている。		
工事準備	機械操作者は十分な訓練を受けている者で、森林の多面的機能の保護を理解している者を選定している。		
施工計画	作業機械の安全点検や整備を行うよう指導がされている。		
施工計画	土工などの作業は、降雨時をできるだけ避けるようにする。荒天および降雪時は作業を中断する計画となっている。		
要注意	【確認】①地すべり地形、②落石危険地、③軟弱地盤、④受け盤と流れ盤、⑤保安林、⑥県立自然公園、⑥砂防指定区域		

森林作業チェックリスト、（皆伐する場合は）皆伐チェックリストも併用のこと

F-net 大井川	サイト管理者	
管理責任者	担当課長	現場担当者

別紙（森林作業共通仕様書関係）

作業道開設チェックリスト【工事着手後】

Ver. 1.4

サイト名 _____ **確認日** _____ 年 月 日
路線名 _____ **確認者** _____
事業箇所 _____ **作業者(班)** _____

（保存年限 5 年）

適（○）、不適（×）、該当なし（／）を記入すること

区分	チェック項目	チェック	処理内容など
管理	路線の台帳が整備されている（指定又は任意様式、完成図面添付）。		
安全管理	作業機械の安全確認を行った。悪天候時には、機械類を安全な場所に移動させた。		
伐開	伐開幅は最小限に抑えられている。		
線形	地形、地質に合わせて、適切な位置に路盤が造成され、自然の改編が最小限に抑えられている。		
線形	河川との交差は最小限に抑えるとともに、交差する場合は直角交差となっている。		
線形	河川や溪流からできるだけ離れている。		
線形	縦断勾配を利用した分散排水がされている。		
土工	盛土や法面は侵食を防ぐよう安定させている。		
土工	切度高は 1.5 m 以下の抑制されている。		
土工	排水溝や暗渠は侵食を最小限にできている。		
土工	排水が河川や溪流に直接流れ込まないようにこまめな排水が行われている。		
土工	流末の洗掘対策処理が行われている。		
土工	湧水の確認、対策を行ってある。		
土工	路盤が軟弱であった場合の対策が実施されている。		
土工	路肩の保護がなされている。		
環境	生物の移動をできるだけ妨げない工夫がなされている。		
環境	油脂類の漏出はなく、油脂の適正な交換、補給作業が行われた。		
環境	鳥などの営巣、希少植物はなかった。又はそれらが確認された場合、生息に配慮され、事務局に報告を行った。		
環境	計画路線付近に史跡、街道、生活設備、ハイキングコース等なかった。又はあった場合、配慮がなされた。		
確認	作設中、作設後、降雨時において雨水の動きを確認した。		
確認	想定機械（林業作業車又はトラック等）の走行に支障がない。		
確認	接続林道等に路面水が直接流下しないようになっている。		
確認	一般車両の進入に対する対応がなされている。		
確認	今後の維持管理の方法が決まっている。		

森林作業チェックリスト、(皆伐する場合は)皆伐チェックリストも併用のこと

F-net 大井川	サイト管理者	
管理責任者	担当課長	現場担当者

別紙（森林作業共通仕様書関係）

皆伐作業チェックリスト【着手前】

Ver. 1.2

サイト名 _____ **確認日** _____ 年 月 日
現場名 _____ **確認者** _____
林班 _____ **作業者(班)** _____

(保存年限 5 年)

適 (○)、不適 (×)、該当なし (／) を記入すること

区分	チェック項目	チェック	対応策など
確認	保安林、自然公園等伐採制限のある森林でない		
確認	過去 5 年以内の造林補助金の有無を確認した		
確認	森林経営計画の変更や伐採・造林届出書の提出について確認した		
確認	土地・立木の権利関係等を確認した。		
確認	急傾斜や岩石地等の皆伐を控えるべき森林ではない。		
計画	皆伐で影響を受ける土地・森林等の利害関係者との協議がされている。		
計画	伐採方法や伐採後の造林方法（植栽・樹種、天然更新等）、獣害対策について具体的な計画を作成した。		
計画	急傾斜地や岩石地の場合、保存木（単木・群状）を配置する計画とした。		
確認	現場は地すべり地形や落石危険地、土砂災害警戒区域でない。		
確認	皆伐現場付近に鳥などの営巣、希少植物がない。又は存在を確認した場合には対応策ができています。		
確認	地域の水源や養魚場等がない。又はある場合には皆伐作業による影響の確認と対応策ができています。		
確認	計画路線付近に史跡、街道、生活設備、ハイキングコース等がない。又はある場合には対策を確認した。		
確認	標高 1,400m 以上の山、又はササ等の被覆が想定される場所や土壌が極めて悪い場所ではない。		
面積	5ha 以上の皆伐の場合は、伐採区域や伐採時期を分散させるとともに、保護樹帯を設ける計画となっている。		
作業	現場に立て看板等を設置し、伐採作業中であることを周知し、通行者等の安全確保に努める。		
作業	地元住民が通行する道路では作業が妨げにならないよう注意し、道路使用について地元の理解を得ている。		
作業	溪流沿いや尾根筋は、林地の保全や森林の多面的機能の激変を避けるため保護樹帯などを設ける計画となっている。		
作業	(天然更新の場合) 尾根筋や一定面積毎に母樹を残す計画となっている。		
作業	枝条類は溪流内および溪流沿いに集積しない計画となっている。		
施工計画	機械操作者は十分な訓練を受けている者で、森林の多面的機能の保護を理解している者を選定している。		
施工計画	伐採作業等は、降雨時をできるだけ避けるようにする。荒天および降雪時は作業を中断する計画となっている。		

特記事項：

森林作業チェックリスト、作業道開設チェックリストも併用のこと

F-net 大井川	サイト管理者	
管理責任者	担当課長	現場担当者

別紙（森林作業共通仕様書関係）

皆伐作業チェックリスト【完了後】

Ver. 1.2

サイト名 _____ **確認日** _____ 年 月 日
現場名 _____ **確認者** _____
林班 _____ **作業者(班)** _____

(保存年限 5 年)

適 (○)、不適 (×)、該当なし (／) を記入すること

区分	チェック項目	チェック	処理内容など
計画	法令による制限の確認は適切であった。		
計画	森林経営計画の有無、必要な許可、届出等を全て行った。		
計画	路網・土場の配置・開設は適切であった。		
計画	伐出方法と機械の選択は適切であった。		
計画	作業は安全に行われた。		
確認	伐採木の枝条、木くず等は河川・溪流に入っていない。		
確認	資材等の放置はない		
確認	作業現場において発生する廃棄物については林内に残さず、すべて持ち帰り適切に処理されている。		
確認	搬出の際、使用した林道、森林作業道の補修の必要はない。		
確認	年間を通じて流水のある河川、溪流の周辺は緩衝地帯として保全されている。		
確認	(人工造林の場合) 苗の活着は良好である。		
確認	獣害等森林被害を受けていない。		
確認	(獣害対策を行った場合) 動物の食害等の被害は発生していない。		
確認	(天然更新の場合) 草本類等の繁茂が著しい場所での被圧、動物の食害の状況を確認した。		
作業	(獣害対策を行った場合) 防護柵等の点検（必要なら補修）を行った。		
作業	(人工造林・天然更新の場合とも) 更新樹種の生育の可能性を確認し適切な対応を行った。		
作業	伐出作業は地域住民に迷惑をかけることなく行われた。		
特記事項：			

森林作業チェックリスト、作業道開設チェックリストも併用のこと

サイトモニタリング記録（兼改善処置指示書）

（保存年限 5 年）

サイト名・実施箇所		実施日	年 月 日
サイト管理者		実施担当者	

No.	規準	所見	評価
1			適合・不適合
2			適合・不適合
3			適合・不適合
4			適合・不適合
5			適合・不適合
6			適合・不適合

改善指示事項

改善処置実施期限 令和 年 月 日

- ※ 管理責任者確認後、写しをサイト管理者へ回付する。
- ※ 前回の審査及びモニタリングでの指摘事項等を重点的に確認し、確認した項目を「規準」欄に明記する。

管理責任者	サイト管理者	実施担当者

改善処置記録

（保存年限 5 年）

サイト名・実施箇所		実施日	年 月 日
サイト管理者		実施担当者	

No.	不適合事項	原因	改善処置	完了日

※必要に応じ、写真添付

管理責任者	サイト管理者	実施担当者

箇所 No.	
--------	--

定点観測実施記録

サイト名		撮影箇所	
観察対象			
撮影日時		撮影者	

写真等

特記事項

(植生の様子、外来種の侵入・拡大、林道・法面等の状況、希少種の確認、不法投棄、病虫獣風害、等)

モニタリング用チェックリスト（地拵え・植栽）

（保存年限5年）

サイト名：	実施日：
サイト管理者：	実施担当者：

地拵え

適（○）、不適（×）、該当なし（／）を記入すること

1. 作業手順

チェック

コメント

(1)	区域内にある雑草、木竹、笹等の地被物は、すべて根元から伐倒又は刈払われている。		
(2)	刈り払った雑草木、その他散在する枝条・木屑は谷間凹所等に集積又は整理し、更新作業に支障がないようされている。		

2. 環境配慮

(1)	施業に支障のない広葉樹及び樹形が正しく成育の見込みのある有用樹種は残存させ、作業の際に損傷していない。		
(2)	表土の掻き起こしは最小限に抑えられている。		

植付

1. 作業手順

チェック

コメント

(1)	植穴に地被物や腐植等有機物を混入させないため、植付点を中心に60cm四方の地被物を取り除いている。		
(2)	根が巻いたり地表に露出していない。		
(3)	埋め戻した土はよく踏み固められ、地被物で根元を覆っている。		
(4)	道路沿いの植栽地は、道の端から2m以上離して植栽している。		
(5)	植付時期は適切である。		

2. 苗木の取扱い

(1)	苗木を受領したときは、速やかに仮植等、乾燥を防ぐ処置をしている。		
(2)	仮植地は林地に近い日陰で、適潤、雨水の停滞しない箇所である。		
(3)	仮植地から植栽場所までの小運搬は、苗木袋等を利用し、根部の乾燥を防ぐよう処置されている。		
(4)	根系や枝幹、特に梢端を損傷しないように注意している。		

3. 環境配慮

(1)	野生動物の食害が予想される場合は、防護柵等を設置する。		
-----	-----------------------------	--	--

共通事項（環境に配慮した作業の実施）へ続く

モニタリング用チェックリスト（下刈り、つる切り、枝打ち）

（保存年限5年）

サイト名：	実施日：
サイト管理者：	実施担当者：

下刈り

適（○）、不適（×）、該当なし（／）を記入すること

1. 作業手順

チェック

コメント

(1)	区域内にある植栽木以外の下層植物は地際から刈払い、植栽木を被覆しないよう列間を低く片付けられている。ただし、生育の見込みのある有用樹種は存置されている		
(2)	植栽木等に巻き付いているつる類は、丁寧に除去されている。		

2. 環境配慮

(1)	林分の状況を判断し、方法を決定している。		
(2)	必要以上の下刈りは避けられている。		
(3)	広葉樹は幼樹の成長を妨げない限り、残されている。		
(2)	刈払いに際しては、植栽木及び存置木を損傷していない。		
(3)	刈払った下層植物は、その場に存置し林外に持ち出されていない。		
(4)	鳥類の営巣が見られるときは、周辺を含めて作業に配慮している。		

つる切り

1. 作業手順

チェック

コメント

(1)	植栽木に巻き付いているつるは樹幹から完全に切断除去している。		
(2)	除去に当たっては、根諸共に引き抜くか、地際より切断している。		

2. 環境配慮

(1)	つるの切断除去にあたり植栽木及び存置木に損傷していない。		
-----	------------------------------	--	--

枝打ち

1. 作業手順

チェック

コメント

(1)	枝打ち高は、材の生産目標を考慮し地上高を決定している。		枝打ち高：地上 m
(2)	林縁木は、外側の生枝は枝打ちせず、片枝としている。		
(3)	枝打ちを行うときは、樹幹面と平行に枝座を残すように切除し、樹皮を剥がさないようされている。		

2. 環境配慮

(1)	対象木に鳥類の営巣が見られるときは、営巣の妨げにならないよう配慮している。		
-----	---------------------------------------	--	--

共通事項（環境に配慮した作業の実施）へ続く

モニタリング用チェックリスト（除間伐）

（保存年限 5 年）

サイト名：	実施日：
サイト管理者：	実施担当者：

除間伐

適（○）、不適（×）、該当なし（／）を記入すること

1. 作業手順

チェック

コメント

	チェック	コメント
(1) 植栽木は以下のものから優先的に伐倒している。 ① 病中害、獣害、風害等の被害木 ② 形質不良木（被圧木、損傷木、曲又木、等） ③ 優勢木に隣接している劣勢木 ④ 小径木 但し、伐倒しても林分構成上支障がないものに限る		
(2) 受け口と追い口をつくり、伐倒木の樹種や状態、直径に合わせた適切な厚さのつるを残している。		
(3) 伐倒によりかかり木になった場合は、その都度処理している。		
(4) 伐倒することで残存木を損傷するおそれのある大径木は、巻枯らしにしている。		
(5) つる類が残存木に巻き付いている場合は丁寧に除去されている。		
(6) あばれ木の枝、又は樹幹の形質を損するおそれのある枝は、適宜枝打ちされている。		
(7) 伐倒木が残存木の生育に支障のある場合及び道路上、境界わきにある場合は、適切に処理されている。		
(8) 植栽木の 30%程度(本数間伐率)を伐倒している。 (又は仕様書による指示に従う)		間伐率 %

2. 環境配慮

(1) 可能な限り広葉樹を残し、林地保全に配慮されている。		
(2) 間伐のための下刈りは必要最小限にしている。		
(3) 伐倒にあたっては、残存木への損傷を必要最小限にしている。		
(4) 河川等にかかっている又は流れ込む恐れがある倒木は処理されている。		
(5) 急激な環境変化を避けるため、特に崩壊のおそれのある林分では繰り返し間伐を行い、適正な密度管理を行う、又は、強度間伐により自然植生を促し、混交林化を図られている。		

モニタリング用チェックリスト（伐採・搬出）

（保存年限5年）

サイト名：	実施日：
サイト管理者：	実施担当者：

伐採・搬出

適（○）、不適（×）、該当なし（／）を記入すること

1. 作業手順

チェック

コメント

		チェック	コメント
(1)	地形、林分の状態、林道の配置、集材距離等を配慮し、最も効率がよく、林分及び自然環境に負荷の少ない作業方法が選択されている。		
(2)	チェーンソー伐倒にあたっては受け口と追い口をつくり、伐倒木の樹種や状態、直径に合わせた適切な厚さのつるを残している。		
(3)	伐採した木材が最も高い価格で取引されるような採材に努めるとともに、木材の有効利用を図られている。		

2. 環境配慮

(1)	伐採木の枝条、木屑等は河川等に入れられていない。		
(2)	収穫材、残存木の破損を最小限にしている。		
(3)	資材の放置はされていない。		
(4)	搬出の際、林道その他路肩等を傷めないよう、十分に配慮されている。		
(5)	年間を通じて流水のある河川等の周辺は緩衝帯として保全し、混交林への誘導を図るよう、監督員の指示に従い作業が行われている。		

共通事項（環境に配慮した作業の実施）へ続く

モニタリング用チェックリスト（作業路網整備）

（保存年限5年）

サイト名：	実施日：
サイト管理者：	実施担当者：

作業路網整備

適（○）、不適（×）、該当なし（／）を記入すること

1. 作業手順

チェック

コメント

(1)	開設規準、仕様に沿っている。 ①幅員 概ね3.5m ②縦断勾配 基準値を10%(6°)短区間に限り最大傾斜18%(10°) ③切土 切土高さは1.5m以内 法面勾配は土砂なら6分、岩の場合は3分 ④盛土 段切り施工。各層30cmごとに分割転圧 法面勾配は1割以下。盛土高が2mを超なら1割2分程度 ⑤路面配水 分散排水を基本とする。必要に応じ横断排水。 ⑥伐開幅 伐開幅は必要最小限に抑える。		
(2)	周辺環境に影響が生じないよう、十分に調査され、無理のない線形や工法となっている。		
(3)	先行伐採を行う者とバックホウオペレータと意思疎通を図られ、伐開幅を必要最小限に抑えている。残存木を保護するために、貯木との間に杭を打つか立木に緩衝材を巻く等の配慮されている。		
(4)	地山表土は最初に剥取られ盛土に混入していない。盛土は段切り施工で床を安定させてから行われ、各層30cmごとに分割転圧されている。切土量と盛土量を均衡させ土砂の移動量を極力抑制している。		
(5)	スイッチバックの前後は傾斜の変化は出来る限り抑えられ、路体が沈下しないよう施行されている。折り返した斜面下方に雨水が流入しないよう、その場排水されている。		

2. 環境配慮

(1)	周辺に生息する小動物保護のため、適切な工法を選定されている。また、魚の生息環境は阻害されていない。		
(2)	排水先は、雨水の流入が災害を誘発する危険のある場所を避けられている。盛土の洗堀を防ぐため、地山部分の根株や立木がある場所が選ばれている。		
(3)	河川等を横断していない、又は横断する場合の方法は適切である。		

モニタリング用チェックリスト（共通事項）

環境に配慮した作業の実施

適（○）、不適（×）、該当なし（／）を記入すること

1. 車輛、機械類の管理

チェック

コメント

(1)	車輛、機械器具類は常時整備点検を行っている。		
(2)	機械器具類の整備時に油脂の林内への流出防止措置がされている。		
(3)	車輛の不必要なアイドリングは行われていない。		

2. 水質保全

(1)	油脂等の交換、補給は溪流付近では行われていない。		
(2)	河川、溪流付近では、特に水質に悪影響を与えないよう十分配慮し作業が行われている。		

3. 土砂災害防止（除間伐、伐採作業時）

(1)	立木等伐採したものについては、沢に集積していない。		
(2)	除間伐作業を行う場合は、可能な限り広葉樹を残し、林地保全に配慮した作業が行われている。		
(3)	急傾斜地では伐倒木を等高線沿に置き、土砂流出を防止している。		

4. 廃棄物の処理

(1)	作業現場において発生する廃棄物については林内に残さず、全て持ち帰り適切に処理されている。		
-----	--	--	--

5. 枯損木等の取り扱い

(1)	作業や通行の安全上支障のない枯死木、倒木、樹洞のある大木が一定数残置されている。		
-----	--	--	--

6. 山火事予防

(1)	作業用機械、器具は適切に取扱い、使用中の発火に注意している。		
(2)	喫煙等火気取扱の際は十分注意し、吸い殻は持ち帰っている。		
(3)	山菜採りやハイキング目的の一般市民に対しても、山火事予防の啓発を行っている。		

安全に配慮した作業の実施

適（○）、不適（×）、該当なし（／）を記入すること

1. 安全装備等の徹底

チェック

コメント

(1)	労働災害を未然に防止するため作業に応じた装備がされている。		
(2)	作業場所における電波状況及び緊急時の救急車両や災害ヘリ等のピックアップ場所をあらかじめ確認している。		
(3)	安全確保のための関係法令や省庁の発する各種ガイドラインを遵守している。		

モニタリング統括